

平成19年度

業務実績報告書

日本司法支援センター

目 次

I	はじめに	- 1 -
II	日本司法支援センターの概要	- 2 -
1	業務の内容	- 2 -
(1)	本来業務（総合法律支援法第30条第1項）	- 2 -
ア	情報提供業務（第1号）	- 2 -
イ	民事法律扶助業務（第2号）	- 2 -
ウ	国選弁護等関連業務（第3号）	- 2 -
エ	司法過疎対策業務（第4号）	- 2 -
オ	犯罪被害者支援業務（第5号）	- 2 -
(2)	受託業務（総合法律支援法第30条第2項）	- 2 -
2	法人の組織	- 3 -
	【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧	
3	法人の沿革	- 4 -
	【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成20年3月31日）	
4	根拠法	- 4 -
5	主務大臣	- 4 -
6	資本金	- 4 -
7	役員の状況	- 4 -
8	職員の状況	- 4 -
III	中期目標・中期計画・年度計画	- 5 -
1	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	- 5 -
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	- 5 -
(2)	業務運営の効率化に関する事項	- 5 -
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	- 5 -
2	平成19年度日本司法支援センター年度計画	- 6 -
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	- 6 -
(2)	業務運営の効率化に関する事項	- 7 -
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	- 7 -
(4)	委託援助業務	- 8 -

IV 平成19年度の事業概要	- 9 -
1 総括	- 9 -
(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	- 9 -
(2) 地方協議会の開催	- 9 -
(3) 常勤弁護士の確保	- 9 -
【資料3】常勤弁護士配置先一覧（平成20年3月31日現在）	
【資料4】常勤弁護士就職説明会等実施状況	
(4) コンプライアンス体制の整備状況	- 10 -
ア 監事定期監査	- 10 -
イ 内部監査	- 10 -
(5) 自己収入（寄附金等）の受入状況	- 10 -
2 各業務	- 11 -
(1) 情報提供業務	- 11 -
ア 業務の概要	- 11 -
イ 電話による情報提供	- 11 -
【資料5】平成19年度受電件数の推移	
【資料6】平成19年度受電内容の推移	
【資料7】平成19年度における相談分野の概要	
【資料8】平成19年度における関係機関紹介状況	
ウ 面談による情報提供	- 12 -
エ メール、ホームページ等による情報提供	- 13 -
オ 関係機関との連携・協力関係強化	- 13 -
(2) 民事法律扶助業務	- 14 -
ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況	- 14 -
【資料9-1・2】平成19年度援助申込・援助決定件数等状況	
【資料10】最近5年間の援助決定件数の推移	
イ 契約弁護士・司法書士数	- 14 -
【資料11-1・2】契約弁護士数、契約司法書士数	
ウ 援助を受けた人の特徴	- 14 -
【資料12-1~4】援助を受けた人の年齢、性別、職業、収入（月額）、公的給付	
エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況	- 15 -
【資料13】代理援助事件の事件別内訳	
【資料14】書類作成援助事件の事件別内訳	
【資料15】支払保証立担保実績	
【資料16】代理援助事件の結果別内訳	
オ 不服申立てと再審査	- 15 -
【資料17】不服申立と再審査（結果別内訳）	

カ	立替金等の状況	- 15 -
	【資料18】立替金等残高表	
	【資料19】法律相談費	
	【資料20】代理援助立替金実績	
	【資料21】書類作成援助立替金実績	
キ	業務方法書の改正	- 16 -
(3)	国選弁護等関連業務	- 16 -
ア	国選弁護関連業務	- 16 -
	【資料22】国選弁護人契約弁護士数の推移（含む常勤弁護士）	
	【資料23】国選弁護事件受理件数（被疑者・被告人別）	
	【資料24】国選弁護報酬基準の概要	
	【資料25】国選弁護報酬・費用算定件数（地方事務所別）	
	【資料26】国選弁護報酬・費用算定件数（審級別）	
	【資料27】国選弁護報酬等に対する不服申立件数	
イ	国選付添関連業務	- 20 -
	【資料28】国選付添事件受理件数	
	【資料29】国選付添報酬基準の概要	
	【資料30】国選付添報酬・費用算定件数	
(4)	司法過疎対策	- 21 -
	【資料31】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況	
(5)	犯罪被害者支援業務	- 21 -
	【資料32】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移	
	【資料33】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容	
	【資料34】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事 手続等」に関する問い合わせに係る紹介先	
(6)	受託業務	- 22 -
ア	概要	- 22 -
イ	中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務	- 22 -
ウ	日本弁護士連合会委託援助業務	- 23 -
	【資料35】日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧	
V	平成19年度における業務実績	- 25 -
1	総合法律支援の充実	- 25 -
(1)	総括	- 25 -
ア	業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	- 25 -
	【資料36】認知度調査結果概要	
イ	地方協議会の開催	- 26 -
	【資料37】平成19年度地方協議会開催一覧	

ウ	常勤弁護士の確保	- 27 -
(2)	情報提供・関係機関連携強化	- 29 -
ア	相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築	- 29 -
	【資料38】各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数等	
イ	連携指数の上昇	- 30 -
(3)	民事法律扶助	- 31 -
ア	民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保	- 31 -
イ	民事法律扶助のニーズ調査の企画	- 32 -
(4)	国選弁護人確保	- 32 -
ア	弁護士に対する説明会の実施	- 32 -
イ	常勤弁護士の採用・常駐	- 33 -
(5)	司法過疎対策	- 33 -
ア	地域事務所の設置等	- 33 -
イ	常勤弁護士の巡回	- 34 -
(6)	犯罪被害者支援	- 35 -
2	業務運営の効率化	- 36 -
(1)	情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	- 36 -
ア	コールセンターにおける効率的な情報提供	- 36 -
イ	関係機関・団体データベースの活用等	- 36 -
(2)	民事法律扶助・国選弁護人確保	- 37 -
ア	常勤弁護士採用のための基盤整備	- 37 -
イ	常勤弁護士確保に向けた説明会の実施	- 37 -
ウ	常勤弁護士の活動のための環境整備	- 38 -
エ	常勤弁護士に対する実務研修の実施	- 39 -
	【資料39】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況	
オ	国選弁護人契約における一括契約に関する取組	- 39 -
(3)	司法過疎対策	- 40 -
3	提供するサービスその他の業務の質の向上	- 41 -
(1)	情報提供	- 41 -
ア	F A Qの充実等	- 41 -
イ	即日中の情報提供	- 42 -
	【資料40】地方事務所の窓口対応専門職員	
(2)	民事法律扶助	- 43 -
ア	援助審査の合理化	- 43 -
イ	犯罪被害者に対する充実した援助の提供	- 43 -
ウ	契約弁護士・司法書士に対する研修の実施	- 44 -
(3)	国選弁護人確保	- 44 -
ア	関係機関との定期的な協議	- 44 -

イ	指名通知に関する目標時間の設定等	- 45 -
ウ	国選弁護士契約弁護士に対する研修の実施	- 45 -
エ	不祥事案の再発防止	- 46 -
(4)	犯罪被害者支援	- 46 -
ア	地方事務所の職員の配置	- 46 -
イ	窓口対応専門職員等に対する研修の実施	- 47 -
ウ	犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取	- 48 -
エ	犯罪被害者支援精通弁護士の確保等	- 49 -
オ	民事法律扶助制度利用の助言の徹底	- 50 -
(5)	司法過疎対策	- 50 -
(6)	関係機関連携強化	- 51 -
4	委託援助業務	- 51 -
(1)	日本弁護士連合会委託援助業務	- 52 -
(2)	中国残留孤児援護基金委託援助業務	- 52 -
5	予算、収支計画及び資金計画	- 53 -
6	短期借入金の限度額	- 53 -
7	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	- 53 -
8	剰余金の使途	- 53 -
9	その他法務省令で定める業務運営に関する事項	- 54 -
(1)	施設・設備に関する計画	- 54 -
(2)	人事に関する計画	- 54 -
ア	常勤弁護士の確保状況等	- 54 -
イ	職員の確保状況等	- 55 -

以上

I はじめに

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、綜合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づいて平成18年4月に設立され、同年10月から業務を開始した。

業務開始に当たっては、財団法人法律扶助協会から引き継いだ民事法律扶助業務や国からの委託に基づく国選弁護関連業務のほか、情報提供業務、犯罪被害者支援業務、そして司法過疎対策などの新規業務を並行して立ち上げることとなり、さらに、平成19年度には、日本弁護士連合会から委託を受けた法律援助に関する業務や国からの委託に基づく国選付添人の選任等に関する業務を開始するに至ったが、現在、各業務とも概ね軌道に乗り、安定してサービス提供を行う態勢が整ったところである。

他方、平成20年2月に、支援センターにおいて初めて全国を対象にした認知度調査を実施したが、調査対象者のおよそ8割が支援センターを全く知らないという状況が明らかとなった。今後いかにして、潜在的ニーズを掘り起こし、より多くの国民に良質なサービスを提供していくかということが、支援センターが直面する大きな課題の一つであると言える。また、平成20年度には被害者国選弁護制度が、同21年度には裁判員制度が開始されるとともに、被疑者国選弁護制度の対象事件が大幅に拡大されるなど、支援センターを取り巻く制度環境も新たな展開を見せることとなり、支援センターはこれまでに積み重ねた実績・経験を最大限に生かしつつ、業務の更なる充実を図っていく必要がある。

本報告書は、以上のような状況を踏まえ、支援センターの平成19年度における業務実績とその成果を報告するものである。

II 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

綜合法律支援法に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（綜合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判手続等に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払いなどを行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

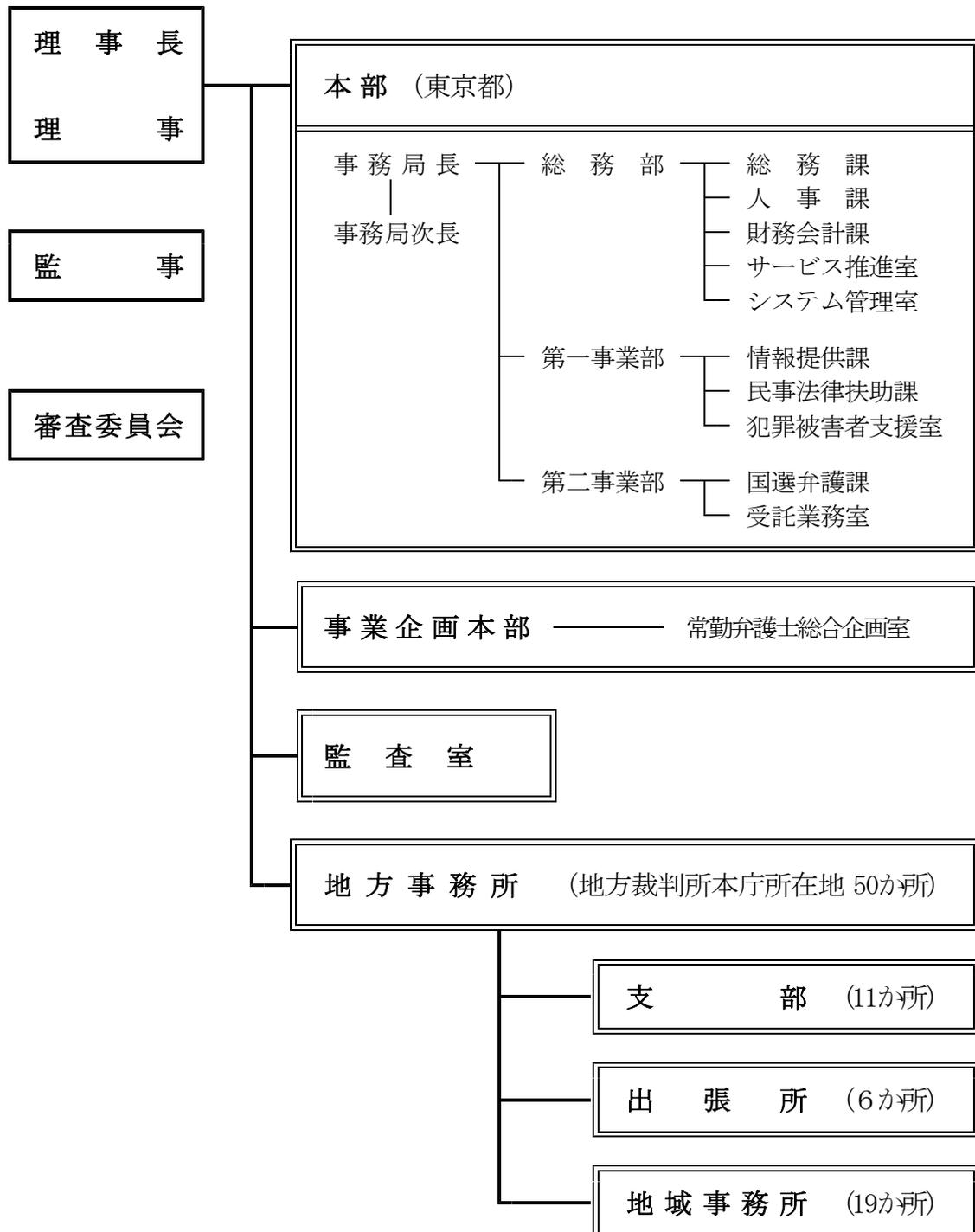
犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する業務。

(2) 受託業務（綜合法律支援法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成20年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、【資料1】のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成20年3月31日までの沿革については、【資料2】のとおりである。

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成20年3月31日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3億5,100万円（政府全額出資）

7 役員の状況

理事長	金平輝子	（平成18年4月10日就任）
理事（常勤）	寺井一弘	（ 〃 ）
同（非常勤）	軍司育雄	（ 〃 ）
同（ 〃 ）	岩瀬徹	（ 〃 ）
同（ 〃 ）	西川元啓	（ 〃 ）
監事（非常勤）	馬場義宣	（ 〃 ）
同（ 〃 ）	羽田悦朗	（ 〃 ）

（注）平成20年4月10日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	寺井一弘	（平成20年4月10日就任）
理事（常勤）	岩瀬徹	（ 〃 再任）
同（ 〃 ）	篠塚英子	（ 〃 就任）
同（非常勤）	加毛修	（ 〃 就任）
同（ 〃 ）	西川元啓	（ 〃 再任）
監事（非常勤）	馬場義宣	（ 〃 再任）
同（ 〃 ）	羽田悦朗	（ 〃 再任）

8 職員の状況

平成20年3月31日現在、常勤職員数は526名（常勤弁護士を含む。）である。

Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成18年4月、法務大臣から指示された平成22年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を受け、中期計画を作成し、認可された。

中期計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 全国の地方事務所単位で各事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
- 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。
- 地方事務所単位で、平均68機関以上の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。
- 民事法律扶助のニーズを把握するための、利用者等に対するアンケート調査を実施すること。
- 国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐又は巡回させること。
- 日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、実質的な「弁護士ゼロワン地域」において司法過疎対策を図ること。
- 地方事務所単位で、平均12機関以上の犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、効率的かつ円滑に業務を遂行すること。
- 情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置すること。
- 民事法律扶助・国選弁護の事件処理に対応する所要の常勤弁護士を確保すること。
- 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも踏まえること。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 情報データベース及びFAQ（Frequently Asked Question（よくある

質問と答)) データベースの情報量を平成18年度から同21年度までの間に20%以上増大すること。

- 情報提供業務に関し、利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。
- 民事法律扶助において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから代理人選任までの期間を短縮すること。また、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。
- 国選弁護人確保について、各地方事務所単位で、関係機関との間で、各事業年度に1回以上の定期的な協議の場を設定すること。また、各事業年度に1回以上、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を実施すること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置すること。また、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
- 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。
- 地方事務所単位で、連携関係にあるすべての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上(裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上)、協議を行うこと。

2 平成19年度日本司法支援センター年度計画

支援センターは、中期計画に基づき、平成19年度の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)を定め、平成19年3月30日、法務大臣に届け出た。その後、日本弁護士連合会及び財団法人中国残留孤児援護基金との委託契約の締結並びに平成19年度補正予算の成立に伴い、同計画を変更し、平成20年3月28日にその旨届け出た。

年度計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 地方事務所単位で、1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
- 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年以内とするなどして、司法修習修了直後の者等から、常勤弁護士を採用する方式を検討すること。
- 地方事務所単位で、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、連携指数の上昇に努めること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、

常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。

- 民事法律扶助のニーズを把握するための、利用者等に対するアンケート等の調査を企画立案すること。
- 契約弁護士獲得のため、弁護士に対する説明会を実施し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐させること。
- 実質的な「弁護士ゼロワン地域」に、人口・事件数等を考慮し、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させること。
- 地方事務所において、犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築すること。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行うこと。
- 常勤弁護士確保のために、司法修習生、法科大学院生、弁護士に対する説明会を実施し、常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を1回以上実施すること。
- 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、一括契約に基づく事件処理の実務運用について、関係機関との間で協議を行うこと。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- コールセンターに寄せられる問い合わせを日々分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答（FAQ）を作成すること。
- コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めること。
- 民事法律扶助の援助審査の方法を合理化することなどにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成18年度と比較して短縮すること。
- 各地方事務所単位で、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。
- 国選弁護人確保について、地方事務所単位で、関係機関との定期的な協議の場を1回以上設定すること。
- 地方事務所単位で、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を1回以上実施すること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置し、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
- 犯罪被害者等の意見を聴取する機会を地方事務所単位で1回以上設けること。

(4) 委託援助業務

- 日本弁護士連合会からの委託を受け、民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない方を対象に、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行うこと。
- 財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供すること。

IV 平成19年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

設立2年目である平成19年度は、前年度に引き続き、業務内容等に関する国民の認知度を高めるために様々な広報活動を実施した。

さらに、支援センターでは、利用者の立場に立った業務を遂行するため、「苦情等取扱規程」に基づき、サービス推進室において、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約して業務改善推進ワーキンググループに報告するなどし、同ワーキンググループにおいて組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどした。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、地方協議会を開催した。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士である（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）第1条）。

日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年度から、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用した上、集合研修、OJT研修による実務指導を実施するなど、比較的短期間に即戦力となるよう養成する新制度を導入したこともあり、平成19年度に合計72名の常勤弁護士を採用した。

平成20年3月31日現在で、常勤弁護士は合計96名となり、【資料3】のとおり、合計56か所の事務所（全国37か所の地方事務所・支部、19か所の地域事務所）に配置した。

【資料3】常勤弁護士配置先一覧（平成20年3月31日現在）

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手であり、有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、【資料4】のとおり、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、平成19年度に、合計35回余りにわたり、のべ4,300名以上の司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として説明会を実施した。

特に、上記のような司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採

用する新制度を導入したことから、支援センターの常勤弁護士に強い関心を持つ司法修習生に常勤弁護士の業務の実態を実感できる機会を提供すべく、支援センターの各地の地方事務所において、常勤弁護士も講師として参加する形で、【資料4】番号28から35のとおり、合計8回にわたり、司法修習生を対象とした就職説明会を実施した。

【資料4】常勤弁護士就職説明会等実施状況

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約1万4,000名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組みを行った。

(4) コンプライアンス体制の整備状況

支援センターは、これまでに監事監査規程（平成18年規程第11号）、内部監査規程（平成18年規程第12号）、役職員倫理規程（平成18年規程第23号）等を策定するとともに、毎年度、本部、地方事務所及び支部に対する監事監査規程に基づく監事定期監査及び内部監査規程に基づく内部監査を実施するなどし、コンプライアンス体制の整備に努めている。

これに基づいて、平成19年度においては、以下の各事務所に対する監査を実施した。

ア 監事定期監査

本部、大阪地方事務所、千葉地方事務所

イ 内部監査

本部、東京地方事務所及び多摩支部、神奈川地方事務所及び川崎支部、兵庫地方事務所及び阪神支部、広島地方事務所、長崎地方事務所、函館地方事務所

(5) 自己収入（寄附金等）の受入状況

平成19年度における寄附金収入は、約1億3,000万円で、そのほとんどは刑事被疑者・被告人からの「しよく罪寄附」であった。

支援センターは、所得税法、法人税法及び租税特別措置法上の「特定公益増進法人」として寄附者が税制上の優遇措置を受けられることになっており、経済団体や篤志家等からの「一般寄附」を確保すべく、ポスターを作成したり、広報物に寄附金募集の案内を掲載するなどしたほか、支援センター本部に検討チームを設けて具体的施策の検討に着手した。

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア 業務の概要

情報提供業務は、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの（法制度情報）及び、②弁護士、司法書士等隣接法律専門職者等の業務等に関するもの（関係機関・団体情報）を内容とする情報を提供するものであり、電話、面談に加え、メールやホームページなどの方法によっている。

イ 電話による情報提供

法的トラブルを抱えてお困りの方の利便性や、今日における携帯電話の普及状況等を踏まえ、東京都内にコールセンターを設置し、電話による情報提供を集中的・効率的に行っている。

コールセンターには、全国統一で覚えやすい電話番号「0570-078374（おなやみなし）」を設け、全国からの問い合わせに対応している。問い合わせに対応するオペレーターは、FAQ（Frequently Asked Question（よくある質問と答））と関係機関・団体データベースにより、法的トラブル解決に役立つ法制度や最適な相談窓口情報を提供する。支援センターのコールセンターは、法的トラブルに関する多様な問い合わせを受けとめ、かつ紛争解決に資する適切な相談窓口等を紹介するものであり、その性質上、それらに対応するオペレーターには、高い業務スキルが求められる。そこで、専門オペレーターとして、主に消費生活相談資格者（地方公共団体の消費生活センター等で働くための消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー・コンサルタントといった資格を持った者）等の法的知識や相談経験を有する者を配置している。

情報提供サービス料は無料である。電話代は、利用者の負担となるが、家庭等の固定電話からであれば、全国どこからでも、市内電話料金程度（3分間8.5円（税別））の通話料で利用することができる。

また、仕事等を持った市民も利用しやすいように、平日は9時から21時まで、土曜日も9時から17時まで受け付けている。

さらに、平成19年7月からは、複雑困難な法律問題にも対応することができるように、日本弁護士連合会の協力により、コールセンター内に常駐している弁護士による情報提供（TA制度）も行っている。これは、法律相談として実施するものではなく、オペレーターでは対応が困難なケースにつき、弁護士が電話で情報提供をするものである。また、平成19年10月からは、法制度紹介の一環として、実施が近づいてきた裁判員制度に関する問い合わせ対応を、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会の全面的な協力のもとに実施している。

平成19年度のコールセンターにおける情報提供の件数は、電話とメールを併せて、合計22万727件であり、月平均1万8,000件程度で推移した。質の高い情報提供を実施するために、オペレーターに対する研修を精力的に実施してきた結果、苦情については、平成19年4月には0.55%あったものが同20年3月には0.24%になるなど確実に減少している。

問い合わせ内容は、金銭の借り入れ（23.3%）が最も多く、次いで男女・夫婦（13.0%）、相続・遺言（6.9%）、民事法律扶助（5.8%）、金銭の貸し付け（3.0%）、借地・借家（3.0%）の順となっている。問い合わせの多くが経済的、社会的に弱い立場にある人からのものであり、紛争の具体的な解決を要することが多いため、紹介先としては、地方事務所の民事法律扶助部門（30.3%）が最も多くなっている。この民事法律扶助をサービスメニューに持つことが支援センターの最大の武器である。民事法律扶助に該当しない場合は、適切な関係機関を紹介することになる。

主な紹介先としては、地方事務所のほか、弁護士会（23.1%）、司法書士会（11.9%）が多く、これに次いで市役所（6.8%）、都道府県（3.9%）、区役所（2.5%）、消費生活センター（1.5%）、女性センター等（1.2%）、家庭裁判所（1.2%）となっている。

【資料5】平成19年度受電件数の推移

【資料6】平成19年度受電内容の推移

【資料7】平成19年度における相談分野の概要

【資料8】平成19年度における関係機関紹介状況

ウ 面談による情報提供

情報提供は、広報等によりできる限りコールセンターに誘導することとしているが、各地方の関係機関・団体の相談窓口の実情等を考慮しなければ案内できないような問い合わせ、電話では伝えたい点を把握しがたい問い合わせ、契約書等を見なければ回答できないような複雑な問い合わせ等については、コールセンターにおいて利用者の近くの地方事務所等を紹介し、面談による情報提供に誘導している。また、地域の関係者等からの紹介により、身近な地方事務所等に直接来訪したり、電話をかけてくる場合も相当数あることから、窓口で対応する職員にも、コールセンターのオペレーターと同様の業務スキルが求められ、主に消費生活相談資格者等を窓口対応専門職員として当てている。

この場合において、質の高い情報提供を実施するためには、コールセンターのオペレーター同様、これらの窓口対応専門職員の業務スキルの向上が不可欠である。そこで、弁護士会・司法書士会などの全面的な協力を得て、平成20年2月に法制度等に関する研修用DVD10種類を本部で作成し、地方事務所における研修教材とした。地方事務所では、このDVDの活用

のほかにも、地方の実情に応じ、様々な研修を実施している。

エ メール、ホームページ等による情報提供

近年のインターネット及びこれを利用したメールの普及にかんがみ、メールによる情報提供も行っている。また、ホームページには、ジャンル別相談事例、コールセンター等で使用しているFAQの内、紹介の多い上位約700問及び関係機関・団体窓口情報等を公開しており、利用者や関係機関の相談窓口担当者が自ら紛争解決に役立つ情報をいつでも入手できるようにしている。その他、コールセンターが業務を行っていない時間帯には、その時間に相談等の対応を行っている関係機関・団体の相談窓口を紹介する音声・ファックス応答サービスも行っている。

さらに、支援センターに多くの問い合わせが寄せられている「多重債務」「離婚」「相続」「建物賃貸借」「労働」「民事全般」の6つの分野の法的トラブルについては、FAQをもとにQ&A集を作成し、関係機関を通じて市民に配布するなど、支援センターからの情報提供も積極的に行っている。なお、このQ&A集は利用者に大変好評であったことから、増刷して追加配布を行った。

オ 関係機関との連携・協力関係強化

上記のとおり、情報提供業務の内容は、様々な法的トラブルを解決するための法制度と相談窓口を設置している機関・団体の情報の提供である。したがって、利用者は、民事法律扶助の要件に該当する者を除いて、支援センターの紹介した関係機関・団体の相談窓口において法律相談等を受け、トラブルの解消を目指すこととなるのであり、支援センターにおいては、より多くの相談窓口設置機関・団体と緊密な連携を図り、協力関係を構築していく必要がある。

そこで、中央レベル、地方レベルの双方において、会議、協議会を開催するなどして、相談窓口設置機関・団体の理解を求め、より緊密な連携・協力関係を構築した。すなわち、中央レベルにおいては、法務省と連携し、内閣官房司法制度改革推進室が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議の開催を要望するなどし、地方レベルにおいては、総合法律支援法第32条第4項に規定する（地方）協議会を開催し、各地における相談窓口設置機関・団体を招へいし、その場において、連携・協力関係構築に関する理解を求めるなどした。

また、関係機関・団体においては、同所を訪れた専門分野外の利用者に対して支援センターを紹介しても、支援センターは主に関係機関・団体の紹介を行うことから、利用者は更に他の機関・団体に行かなければならず、たらい回し感を与えかねないので、上記のとおり支援センターのホームページ上で公開している関係機関・団体データベースを利用し、直接、最適

な相談機関を紹介することができるようにしている。今後も、関係機関・団体に対する周知を図るとともに、連携・協力関係をより一層徹底していくこととする。

さらに、支援センターから相談機関を紹介する場合にも利用者の負担軽減を考え、電話の転送や予約の代行まで行うことを心掛けている。

(2) 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務は、資力に乏しい方を対象として、無料法律相談を実施する法律相談援助、民事裁判等手続の準備及び追行のための費用等を立替払い等する代理援助及び民事裁判等手続に必要な書類の作成のための費用等を立替払い等する書類作成援助の3つの業務を主な柱としている。

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成19年度の法律相談援助実施件数は14万7,430件(前年度比37.2%増)、代理援助開始決定件数は6万8,910件(同12.6%増)、書類作成援助開始決定件数は4,197件(同8.3%増)であり、いずれも前年度(ただし、上半期は財団法人法律扶助協会による実施)の実績と比べて増加した。また、同協会の実績を含む最近5年間の状況をみても、援助開始決定件数は一貫して増加傾向にあり、特に支援センターが事業を開始した平成18年10月以降は、大都市圏にない地方事務所において増加の程度がより大きい傾向が見られる。

【資料9-1・2】平成19年度援助申込・援助決定件数等状況

【資料10】最近5年間の援助決定件数の推移

イ 契約弁護士・司法書士数

支援センターでは、上記の常勤弁護士の確保と併せて、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めた結果、本年度末時点における契約弁護士数(受任予定者契約)は1万318名(前年度比21.1%増)、契約司法書士数(受託予定者契約)は4,174名(前年度比20.5%増)となり、いずれも前年度より増加した。

【資料11-1・2】契約弁護士数、契約司法書士数

ウ 援助を受けた人の特徴

代理援助・書類作成援助を受けた人は、女性が57%、男性が43%と、女性の比率が高く、この割合は前年度と全く同様であった。年代別に見ると、男性は30歳代以上の各年齢区分にほぼ均一に分布しているのに対し、女性は30歳代が最も比率が高く、次いで40歳代が多い点も、前年度と同様である。

収入については、無収入の人が21.3%(前年度比1.8ポイント減)で、月額10万円以下の収入の人と合わせると35.9%(前年度比2.3ポイント減)

を占める。また、生活保護受給者の割合は10.2%（前年度比1.8ポイント減）であった。いずれも前年より割合が低下し、やや収入の多い層の割合が増えたが、依然として対象者層の中でも低所得者の利用が多くなっている。その理由は、援助を受けた人の職業別割合では、無職の人が4割弱となっていることとも整合的である。

【資料12-1～4】援助を受けた人の年齢、性別、職業、収入（月額）、公的給付

エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況

事件別に見ると、代理援助では、自己破産事件が最も多く、全体の52.3%と過半数を占めるが、前年度比では若干減少している（前年度比5.9ポイント減）。次いで離婚事件が12.0%（前年度比0.7ポイント増）となっており、自己破産事件が減少し、その他の事件が増加し始めた傾向が伺える。なお、書類作成援助では93.4%（前年度比0.7ポイント減）が自己破産事件となっている。また、保全事件の担保提供は原則として支払保証の方法によっているが、平成19年度に新規に実施したものが354件であった。

事件の結果は、勝訴・和解成立等により成功裡に終了したものが81.5%と多く、敗訴は0.7%、調停不成立は1.3%であり、その状況は前年度とほとんど変わらない。

【資料13】代理援助事件の事件別内訳

【資料14】書類作成援助事件の事件別内訳

【資料15】支払保証立担保実績

【資料16】代理援助事件の結果別内訳

オ 不服申立てと再審査

援助事件（代理援助事件又は書類作成援助事件）に関して地方事務所長がした決定に対し不服のある申込者、被援助者及び受任者等は、地方事務所長に対し不服申立てをすることができる。さらに、上記不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人は、理事長に対し再審査の申立てをすることができる。

平成19年度の不服申立件数は239件（前年度比0.4%増）、再審査申立件数は112件（前年度比69.7%増）であった（いずれも前年度は6か月間の件数であるため、その倍数と本年度の件数を比較した。）。不服申立件数は横ばいであったが、再審査申立てを行う案件が急増している。

【資料17】不服申立と再審査（結果別内訳）

カ 立替金等の状況

平成19年度の代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。）は106億7,998万9,355円、書類作成援助に係る立替金合計（前同）は3億9,829万3,600円、法律相談援

助に係る法律相談費合計は8億769万3,550円であった。また、償還金は75億7,969万2,388円であり、償還免除額は3億9,328万9,630円であった。

償還金収入の確保のためには、初期滞納者に対する督促が有効であることから、従前から、自動払込手続による支払につき①初回の滞納者及び②3か月連続の滞納者に対して、コンビニエンスストアでの支払が可能な葉書を送付して督促を行っていたところであるが、平成19年度はこれに加え、滞納月数が1～2か月である被援助者に対する督促を11月から12月にかけて全国一斉に実施した。また、①きめ細かな督促を可能にするためのコンピュータシステム改善、②都市銀行での自動払込手続の導入、③電話による督促、④支払督促など法的手続につき、その効果とコストなどの検討を行った。

なお、償還免除については、地方事務所長が理事長の承認を得て決定することとされているが、免除要件に該当するものの、免除申請がなされない等の理由で立替金債権として残存している場合があり、このような立替金債権の管理コストを考慮すると、適切に免除処理を行うことによって債権管理コストを縮減し、業務の効率化を図ることができるので、免除承認申請のための要領を策定したほか、地方事務所職員に対する研修も実施した。

【資料18】立替金等残高表

【資料19】法律相談費

【資料20】代理援助立替金実績

【資料21】書類作成援助立替金実績

キ 業務方法書の改正

業務開始後1年が経過し、より適正かつ円滑な業務運営を確保する観点から、主として実務に近接した手続に関する規定につき、業務方法書の改正を行ったほか、立替基準についても相応の修正を行った。

(3) 国選弁護等関連業務

ア 国選弁護関連業務

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は裁判所若しくは裁判官の職権により裁判所が弁護人を選任する制度である。従来は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月から、一定の重い刑罰が定められている事件、すなわち死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があったと

きは、被疑者のため弁護人を付さなければならないこととなった。

支援センターは、国選弁護関連業務として、国選弁護人になろうとする弁護士との契約の締結、個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護人に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

(7) 弁護士との国選弁護人契約の締結

① 契約の種類

平成18年10月以降、裁判所は、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、支援センターに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

② 契約の方式

支援センターは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。以下「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名・通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

③ 契約締結の手続

弁護士が支援センターとの間で一般国選弁護人契約を締結するには、弁護士が支援センターに対し直接契約を申し込む方法と、弁護士会が申込書を取りまとめて支援センターに提出する方法の2種類がある。前者については、支援センターとの間で一般国選弁護人契約を締結しようとする弁護士は、その所属する弁護士会の所在地にある支援センターの地方事務所に対し、申込書及び添付書類を提出して、契約

の申込みをする。後者については、支援センターの地方事務所は、その所在地にある弁護士会からの取りまとめの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の申込書の取りまとめを依頼し、弁護士会から申込書をまとめて受領する方法により申込みを受け付ける。この場合、地方事務所は、申込書の取りまとめを行う弁護士会から、あらかじめ、国選弁護人として推薦する弁護士についてのみ申込書の取りまとめを行う旨の通知を受けているときは、弁護士会による取りまとめを経ずにされた所属弁護士からの申込みについて、弁護士会が申込書の取りまとめを行っている旨を告げたいうで申込書を受領し、申込者との契約締結について弁護士会に意見を求めて申込みの諾否を判断する取扱いをする。そして、支援センターは、申込みを受け付けたときは、速やかに諾否を決定して申込者に通知する。

国選弁護人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成18年10月2日時点で8,427名であったが、その後は各弁護士会の協力を得ながら毎月増加し、平成20年3月31日時点で1万3,427名となり、これは全国の弁護士数の約54%に相当する。

【資料22】国選弁護人契約弁護士数の推移（含む常勤弁護士）

(イ) 国選弁護人候補の指名・通知

支援センターの地方事務所は、指名・通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所から国選弁護人の候補者の指名・通知要請を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の候補者を指名し、裁判所に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名・通知を行うために用いる名簿の整備である。支援センターは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

支援センターの地方事務所は、個別の事件において裁判所から国選弁護人候補者の指名・通知要請を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所に通知する。このうち、一般国選弁護人契約弁護士について指名・通知業務を行う場合は、指名・通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指定の手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認したうで、国選弁護人候補者として指名し、裁判所に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成19年4月から同20年3月までの裁判所からの指名・通知要請の合計件数は7万8,080件（うち被疑者国選弁護は6,775件、被告人国選弁護

は7万1,305件)であった。1か月当たりの平均件数は6,507件(うち被疑者国選弁護は565件、被告人国選弁護は5,942件)であり、前年度(ただし平成18年10月から同19年3月までの6か月間)における1か月当たりの平均件数6,868件に比べて若干減少した。

なお、平成19年4月から同20年3月までの間に一括国選弁護人契約に基づき国選弁護人の指名・通知がなされた事件の件数は合計531件(対象となった事件の実件数)であり、前年度の合計104件に比べて大幅に増加した。

【資料23】国選弁護事件受理件数(被疑者・被告人別)

(ウ) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

① 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定していたが、平成18年10月の支援センターの業務開始に伴い、支援センターが報酬・費用の金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」(以下「報酬基準」という。)に基づき算定される。報酬基準は、弁護人の労力を反映させた客観的基準、手続の類型に応じた基準設定、費用の明確化の3点を軸に策定されており、具体的な算定の指標としては、客観的な指標が用いられている。

まず、被疑者国選弁護については、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標とした上で、接見の回数が基準回数を超えた場合、遠距離の移動を要した場合、身柄釈放や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。次に、被告人国選弁護については、公判における活動が弁護活動の中心であることから、弁護人の労力を反映させた客観的基準として公判期日を指標とし、手続の類型に応じた基準設定を、刑の軽重(事件の重大性)、手続が整理手続に付されたか否か(事案の困難性)の2つの要素に基づいて即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件(裁判員裁判対象事件)の5つの類型に区分し、各類型ごとに更に整理手続の有無による区分をしている。そして、無罪や縮小認定、示談成立等の成果があったとき、遠距離の移動を要したとき、重大案件や特別案件に当たるときは、一定の加算がされる。費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

報酬基準を含む国選弁護人契約約款は、その作成及び変更にあたって法務大臣の認可を受けなければならないところ、平成19年4月1日

(同年3月19日認可)、同年11月1日(同年10月30日認可)の2度にわたり変更されており、変更後の約款が施行されている。

【資料24】国選弁護報酬基準の概要

② 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、支援センターの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。支援センターの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。通知を受けた弁護士は、7日以内に、支援センターに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた支援センターの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

平成19年4月から平成20年3月までの報酬及び費用の算定件数は被疑者国選弁護が6,704件、被告人国選弁護が7万179件であった。被告人国選弁護について審級別に見ると、第一審は即決事件が4,596件、簡易裁判所事件が9,075件、家庭裁判所事件が225件、地方裁判所事件が4万8,849件であり、控訴事件が5,733件、上告事件が1,698件となっている。

報酬及び費用の算定に対する平成19年4月から同20年3月までの不服申立件数は、合計549件であり、1か月当たり45.7件であって、前年度における1か月当たり平均件数22.6件に比べて増加した。

【資料25】国選弁護報酬・費用算定件数(地方事務所別)

【資料26】国選弁護報酬・費用算定件数(審級別)

【資料27】国選弁護報酬等に対する不服申立件数

イ 国選付添関連業務

支援センターは、平成19年11月から、改正少年法の施行に伴い、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。国選付添人の選任の対象となる事件類型は、一定の重大事件、すなわち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、その他の死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件である。裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならず、これらの罪についての少年事件又はこれらの罪についての触法少年の事件

であって、観護措置として少年が少年鑑別所に送致されており、少年に弁護士である付添人がない場合は、裁判所の裁量で国選付添人を付することができることとされている（少年法第22条の3第1項・第2項）。

支援センターは、国選付添関連業務の開始に当たり、業務方法書及び法律事務取扱規程を一部改正するとともに、国選付添人の事務に関する契約約款を新規策定した（いずれも平成19年10月30日認可・施行）。

平成19年11月から同20年3月までの国選付添人の受理件数は合計210件であり、算定件数は合計147件である。

【資料28】国選付添事件受理件数

【資料29】国選付添報酬基準の概要

【資料30】国選付添報酬・費用算定件数

(4) 司法過疎対策

平成19年度には、新たに9か所に司法過疎対策として設置する地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）を置き、10名の常勤弁護士を赴任させた。司法過疎地域事務所の設置状況については、【資料3】の番号42から56のとおりである。

また、【資料31】のとおり、平成18年度に旭川地方事務所と岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士について、それぞれ、各事務所の近接地域で、かつ、司法過疎地域である旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部、岐阜地方裁判所御嵩支部管内を常勤弁護士が巡回し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱った（御嵩支部管内への巡回については、平成19年6月に可児地域事務所が設置された時点で終了した。）。

【資料31】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況

(5) 犯罪被害者支援業務

支援センターが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、次の業務を行うものである。

- ① 刑事手続の仕組みや、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- ② 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- ③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介

コールセンターには、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を持った担当者が、お電話をくださった方に二次被害を与えることがな

いよう、心情に配慮しながら情報提供を行っている。

平成19年度の犯罪被害者支援ダイヤルへの問い合わせ件数は、合計6,296件（業務開始以降9,975件）であり、月平均の件数も徐々に増加している。

問い合わせ内容は、生命・身体犯による被害、性被害、DV被害、いじめ、セクハラ等の被害者相談や被害者支援の制度、刑事手続の仕組み、犯罪の成否について（以下「犯罪被害・刑事手続等」という。）が約半数（50.7%）、その他は、振り込め詐欺や不当請求などの消費者被害に関するものなどである。

犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせに対する主な紹介先としては、地方事務所のほか、弁護士会（34.9%）が最も多く、これに次いで警察、地方公共団体、民間支援団体、検察庁、配偶者暴力相談支援センター等となっている。

【資料32】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移

【資料33】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容

【資料34】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせに係る紹介先

また、支援センターでは、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者と直接面談しての情報提供、また、精通弁護士の選定・紹介業務を行った。「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせは、全国で8,301件、精通弁護士の紹介は590件であった。

(6) 受託業務

ア 概要

平成19年3月19日付けで業務方法書「第3章 支援法第30条第2項の業務の方法」の変更について法務大臣の認可を受け、平成19年4月1日から、財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始した。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

イ 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務

(ア) 業務内容

本邦に永住帰国した中国残留邦人等は、本邦における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等を行うことになる。従前財団法人中国残留孤児援護基金では日本財団の補助金を得て、それらの手続を円滑に行うために弁護士による法的援助を実施してきたが、このうちの身元判明者に対する援助について支援センターが受託することと

なった。

(イ) 援助要件等

①利用希望者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」第2条の中国残留邦人のうち、身元が判明している者で、②弁護士による援助の必要性・相当性があり、③援助内容が弁護士による戸籍訂正の申請（戸籍法第113条）その他戸籍に関する手続の代理等であることの3要件を満たした申込があると、以後の手続は支援センター本部受託業務室が援助開始決定から終結決定、弁護士への報酬の支払等のすべてを行う。支援センターが支払った弁護士報酬等について、利用者には負担を求めない。

ウ 日本弁護士連合会委託援助業務

(ア) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助の9つにわたるが、いずれも活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助業務の対象者と援助内容は、【資料35】のとおりである。

【資料35】日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

(イ) 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、(i)対象者に該当すること、(ii)一定の資力要件（資力に乏しいこと）を満たすこと、(iii)弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士が同援助制度を利用した案件を取り扱うためには、支援センターとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第30条第2項1号、第29条第8項）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むに当たり援助希望者から事情聴取を行い、上記(i)から(iii)の要件該当性を判断する。申込の受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する支援センター地方事務所本所のみが行う（申込書の提出や各種決定書の通知にFAXを多用し、業務を本所に集約することで、事務の簡素化を図った。）。

開始、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を業務毎の活動内容に応じて支払う。被援助者の生活状況、事件の終結による金員その他の財産的利益の取得状況から、被援助者が弁護士報酬、費用相当分を支払えないとはいえない状態になり、かつ、被援

助者に負担させることが不相当でない場合、弁護士報酬等は申込者の負担となる。負担の有無は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金の回収は日本弁護士連合会が行うこととなっている。

V 平成19年度における業務実績

1 総合法律支援の充実

(1) 総括

ア 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

年度計画内容

支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図る。また、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心掛ける。

平成19年度においては、支援センターが地域に根ざし、身近で頼りにされる存在となることを目指して、「地域密着型の広報活動」、「顔の見える広報活動」を展開した。

全国の各地方事務所においては、地元マスコミ（新聞、ラジオ等）や交通広告等を利用したマスメディア広報のほか、4月10日の設立記念日（「法テラスの日」）におけるイベントの実施、街頭における広報物配布など、各地域の実情に即し、工夫を凝らした広報活動を実施した。また、地方公共団体等の関係機関に対し、広報誌を配布するなどして支援センターの業務への理解の促進を図るとともに、リーフレット等の備え置きを依頼するなどして、関係機関との連携強化に努めた。

本部においては、地方事務所における広報活動支援として、ポスター、リーフレット、広報誌、各種パンフレット等の広報物を作成して提供するとともに、各地方事務所において実施した広報活動に関する情報やノウハウを集約して全国の地方事務所で共有できるような措置を講ずるなどし、地方事務所における広報活動との連携を図った。

さらに、近年インターネットのホームページが広報手段として大きな役割を占めていることにかんがみ、平成20年1月に支援センターのホームページを全面的にリニューアルした。問合せの多い法的トラブル事例について、解決に役立つ具体的な法制度情報や対応方法を紹介するコーナーをトップページに置いてアクセスしやすくしたほか、法律相談の予約待ち状況をホームページ上で確認できるよう、試行的に一部の地方事務所の予約状況を掲載するなどの改善を行った。また、各地方事務所のページを創設してそれぞれの地域に特化した情報発信も行えるようにするとともに、検索

サイトに「法律相談 無料」等の関連キーワードを入力すると支援センターホームページが検索結果の上位に表示されるような改善も行うなどし、支援センターホームページへのアクセス件数及び支援センターコールセンターの受電件数の増加を図った。

なお、国民への支援センターの周知の実情について把握・分析するため、平成20年2月下旬に、電話調査の手法による認知度調査を実施した。その結果、支援センターを「確かに知っている」と答えた方が11.4%、「名前だけは聞いたことがあるような気がする」という方を含めても22.6%という結果であり、いまだ国民に十分周知されているとはいえない状況であることが明らかとなった。

【資料36】認知度調査結果概要

また、支援センターでは、利用者の立場に立った業務を遂行するため、「苦情取扱規程」に基づき、サービス推進室において、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約して業務改善推進ワーキンググループに報告するなどし、同ワーキンググループにおいて組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどしたほか、利用者に対する接遇マナーの向上を図るため、職員向けに接遇のポイントを解説するなどした「サービス推進室ニュース」を発行するなどした。

さらに、支援センターホームページに文字の拡大や読み上げ等の機能を備えるとともに、拡大文字のパンフレットを作成するなど、高齢者・障害者に配慮した業務運営を行った。

イ 地方協議会の開催

年度計画内容

- ・ 支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で平成19年度内に1回以上、地方協議会を開催する。
- ・ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会、運営諮問委員会等を設ける場合には、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。

支援センターの各業務に関する具体的情報を周知するとともに、関係機関・団体等とのより一層の連携強化を図ったほか、多数の関係機関・団体及び利用者から様々な意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営に

生かすため、全国の地方事務所等において、平成19年度内に少なくとも1回以上、合計74回（平成18年度：56回）の地方協議会を開催した。

平成19年度は、支援センターの各業務の説明はもとより、多重債務問題、消費者被害、労働関係等のテーマ別による議論や、犯罪被害者団体等利用者側の出席を求めるなどして、いずれの地方協議会においても活発な意見交換が行われた。支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まるとともに、関係機関・団体等との連携についても、前年度以上に確保・強化が図られた。

地方協議会の開催日時、主な議題等は、【資料37】のとおりである。

【資料37】平成19年度地方協議会開催一覧

なお、支援センター本部においては、今後もより一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、法律家以外の各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に生かすことを目的として、顧問会議を設置することを検討した（平成20年4月10日付け組織運営規程の改正により設置）。

ウ 常勤弁護士の確保

(ア) 常勤弁護士の業務内容等に関する司法修習生等に対する説明

年度計画内容

常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、弁護士等に対する説明を行う。

【資料4】記載のとおり、平成19年4月1日から同20年3月末までの間に、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、合計35回余りにわたり、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。

また、支援センターの各地の地方事務所において、常勤弁護士も講師として参加させる形で、合計8回にわたり、司法修習生を対象とした就職説明会を実施した。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約1万4,000名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組みを行った。

支援センターのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採

用情報等を掲載し、同ホームページにアクセスした常勤弁護士志望者からの問い合わせに対し、個別の説明も行っている。

常勤弁護士就職説明会等において説明している常勤弁護士の業務内容、採用情報等についての概要は以下のとおり。

－常勤弁護士の業務内容－

常勤弁護士は、日本全国に展開する支援センターの地方事務所、支部又は地域事務所に勤務し、利用者である国民に対し、民事法律扶助、国選弁護・付添、司法過疎地域における有償による法律サービス提供等を行います。

－常勤弁護士の意義－

今、時代は、司法制度改革の真っ只中にあります。

平成18年10月、支援センターの業務開始と同時に、被疑者国選弁護制度（法定合議事件等）、即決裁判制度が始まり、平成21年度には、被疑者国選弁護制度が拡充され（必要的弁護事件）、さらには、裁判員制度が始まります。

民事法律扶助の担い手について、従来より、地域による格差が指摘されてきました。

弁護士が都市部に集中し、法的トラブルに巻き込まれても近くに弁護士がいないか十分でないために、弁護士に依頼することができない地域が存在する、いわゆる司法過疎の問題もなかなか解消されません。

支援センターは、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現」を目指しています（綜合法律支援法第2条）。その重要な担い手となるのが常勤弁護士なのです。

－常勤弁護士の魅力－

- 裁判員制度を始め、司法制度改革の最先端を担うことが期待されています！
- 地域に密着しながら市民の身近なところで法律サービスを提供できます！
- 充実した研修、バックアップ体制があなたをサポートします！
- 全国に赴任する常勤弁護士同士のネットワークができます！
- 全国各地の法曹と触れ合うことができ、幅広い経験ができます！
- 法律事務所の経営を気にすることなく、仕事に打ち込むことができます！

－地位・身分・給与・保険－

雇用類似の契約関係に立ち、支援センターから給与（同期の裁判官・検察官と同等）が支給されます。厚生年金、健康保険、雇用保険、

労災保険あり。

－職務の独立性の確保－

常勤弁護士は、法律事務の取扱いにおいて、支援センターから独立して職務を行い、事件処理について指揮命令を受けません。

－住居－

2LDK又は3LDKの宿舎を支援センターが借り上げ（敷金・礼金は支援センター負担）、入居する常勤弁護士は一定の使用料を負担します。常勤弁護士自身が賃借した住居に一定の住居手当が支給される方法もあります。

－事務処理上の経費－

事務所賃料、事務職員の給与、書籍、備品費、交通費など、事務処理上の経費を支援センターが負担します。

(1) 司法修習直後の者からの常勤弁護士の採用

年度計画内容

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年以内とするなどして、司法修習修了直後の者等から常勤弁護士を採用する方式を検討する。

日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年9月から、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入し、合計39名の常勤弁護士を確保した。

上記新制度により採用する常勤弁護士については、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、当該任期中に、集合研修、OJT研修による実務指導などを実施し、比較的短期間に即戦力となるよう養成することとした。

(2) 情報提供・関係機関連携強化

ア 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

年度計画内容

平均68以上の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

各地方事務所において、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、関係機関・団体数にして全国合計7,576（前年度比5.8

%増)、各地方事務所平均151.5（前年度比5.7%増）、窓口数にして全国合計24,599（前年度比2.1%増）、各地方事務所平均492.0件（前年度比2.1%増）のデータを関係機関データベースに登載した。

各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数、窓口数については【資料38】のとおりである。

【資料38】各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数等

イ 連携指数の上昇

年度計画内容

- ・ 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。
- ・ 各地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。
- ・ 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係につき、「転送」「予約」を増加させることにより、連携指数（注）の上昇に努める。

（注） 連携指数については、以下の計算式により算出することとする。

（「紹介」窓口数×1＋「取次」窓口数×3＋「転送」窓口数×5＋
「予約」窓口数×8）÷窓口総数

（ア） 中央レベルでの連携・協力関係の構築

平成19年7月6日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、連携・協力関係構築に関する理解を求めた。

（イ） 地方協議会の開催

上記 **V 1** (1)イ記載のとおり、全国の地方事務所、支部において、平成19年度中に少なくとも1回以上、合計74回の地方協議会を開催し、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。

（ウ） 連携指数

各地方事務所における関係機関の相談窓口数は、上記 **V 1** (2)ア記載のとおりであり、支援センターとの連携方法には以下の段階がある。

① 紹介

相互に窓口を紹介するだけの関係。紹介先への連絡等は利用者が自ら行う。

② 取次

利用者からの電話をいったん切り、内容をレポートにまとめ、その

レポートをFAX等により関係機関・団体へ送信して取次を行い、関係機関・団体から利用者に連絡を取る。

③ 転送

利用者からの電話を保留にし、その場で関係機関・団体に電話をかけ、案件の引継ぎを行った上、利用者の電話を転送する。

④ 予約代行

②又は③の連携を前提に、関係機関・団体の相談窓口が予約制の場合には、その予約まで取る。

これらの連携方法は、①から④になるにつれ、利用者の負担が減り（利用者は同じことを何度も言わなくて済み、あるいは、自ら予約を取る必要もない。）、緊密な連携方法と言えるため、連携指数の算出に当たっては、この点を重視している。

上記計算式に基づき算出した、関係機関・窓口における、平成19年3月31日現在の連携指数は全地方事務所合計1.8、平成20年3月31日現在では2.0を示している。

(3) 民事法律扶助

ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保

年度計画内容

受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。

平成19年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】記載のとおり合計56か所であり、そのうち、平成19年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は37か所、地域事務所は9か所である。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし3名の常勤弁護士を常駐させている。

なお、旭川地方事務所に配置した常勤弁護士においては、後記V1(5)イ記載のとおり、民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部を巡回し、主として民事法律扶助事件を取り扱った。

また、本年度末における契約弁護士・司法書士数は【資料11】のとおりであり、弁護士、司法書士ともに契約数は前年度末より増加している。ただし、受任・受託件数の少ない契約弁護士・司法書士も少なくなく、今後は、1名当たりの受任・受託件数の増加が課題である。

イ 民事法律扶助のニーズ調査の企画

年度計画内容

民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者に対するアンケート等の調査を企画立案する。

近年の民事法律扶助業務は、多重債務問題の拡大にともなってその業務量が拡大してきた側面が強いが、資力に乏しい方の法的ニーズは多重債務問題に留まるわけではない。認知症の高齢者が詐欺被害に遭う例や、障害者の福祉給付を第三者が横領する例など、本人が自分で支援を求めることさえ困難なケースも多数存在していると思われる。また、外国人や子どもなど、現状の制度では支援センターに対するアクセスに事実上の障害があるグループも存在する。

支援センターでは、平成21年度までに民事法律扶助に対するニーズ調査を実施し、未だ顕在化していない法的ニーズを把握するとともに、これを支援センターの利用へとつなげるための方策についても検討し、業務方法の改善などを図っていく予定である。

そのため、平成19年度においては、学識経験者の協力を得ながら、ニーズ調査の方法や対象について検討を重ねた。そして、平成20年度は、①一般市民、②法律扶助利用者、③アンケート調査では把握しにくい特定階層（高齢者・障害者、ホームレスの方など）のそれぞれを対象として、法的ニーズを調査することを計画している。

(4) 国選弁護士確保

ア 弁護士に対する説明会の実施

年度計画内容

契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。

(ア) 国選弁護士関連業務関係

支援センターは、各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加したり、支援センター主催の説明会を実施したり、独自の広報用資料を作成して配布するなどして、国選弁護士関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

また、平成19年11月の国選弁護人の事務に関する契約約款の改正に伴い、支援センター本部において、国選弁護士に関する諸規程の仕組み、契

約締結の方法、国選弁護人の指名・通知の方法、報酬基準の考え方及びその具体的内容、報酬及び費用の算定及び支払の方法等について記載した解説書である「国選弁護関連業務の解説」の改訂版を作成し、各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して同解説書を配布し、国選弁護関連業務に対する理解を得るために活用した。

(4) 国選付添関連業務関係

平成19年11月の国選付添関連業務の開始に先立ち、各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加するなどして、制度の施行及び国選付添関連業務について説明を行い、当面の事件処理に必要な契約弁護士の確保に努めた。

また、支援センター本部において、業務の内容や報酬の算定方法等について記載した解説書である「国選付添関連業務の解説」を新たに作成し、各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士等に対して同解説書を配布した。

イ 常勤弁護士の採用・常駐

年度計画内容

常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐させる。

平成19年度の常勤弁護士の配置については、上記Ⅴ 1 (3) ア「民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保」記載のとおりである。

また、岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士においては、後記Ⅴ 1 (5) イ「常勤弁護士の巡回」記載のとおり、平成19年6月に可児地域事務所を開設するまでの間、国選弁護の担い手となる弁護士が特に少ない地域である岐阜地方裁判所御嵩支部を巡回し、主として国選弁護事件を取り扱った。

(5) 司法過疎対策

ア 地域事務所の設置等

年度計画内容

地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i)地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、(iii)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。

平成19年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】記載のとおり、合計56か所であり、そのうち司法過疎地域事務所は15か所である。司法過疎地域事務所のうち、平成19年度に新設されたのは、(ア)埼玉県秩父地域事務所、(イ)静岡県下田地域事務所、(ウ)奈良県南和地域事務所、(エ)岐阜県可児地域事務所、(オ)富山県魚津地域事務所、(カ)島根県浜田地域事務所、(キ)鹿児島県奄美地域事務所、(ク)鹿児島県指宿地域事務所、(ケ)高知県安芸地域事務所の9か所である(【資料3】番号42、43、45～47、49、52、53、56)。

いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士1ないし2名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般(総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。以下「4号有償事件」という。)を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

イ 常勤弁護士の巡回

年度計画内容

上記アの地域に近接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部は、上記アの(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であることから、常勤弁護士が巡回して民事法律扶助事件を中心とする法律サービスを提供することとし、上記4支部に近接する旭川地方事務所(【資料3】番号32)に配置した常勤弁護士が巡回することにより、民事法律扶助事件、4号有償事件等を取り扱っている。

旭川地方事務所に配置した常勤弁護士の稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部に対する平成19年度の巡回状況は、【資料31】記載のとおりである。

また、岐阜地方裁判所御嵩支部も、上記アの(i)及び(ii)の基準に適合

する司法過疎地域であり、また、国選弁護事件数等に比してその受け手となる弁護士が特に少ない地域であることから、平成19年6月に可児地域事務所を開設するまでの間、常勤弁護士が御嵩支部を巡回して国選弁護事件を中心とした法律事務を取扱うこととし、御嵩支部に近接する岐阜地方事務所（【資料3】番号18）に配置した常勤弁護士が、御嵩支部を巡回することにより、国選弁護事件に関する法律サービス提供を行った。

岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士の御嵩支部に対する平成19年度の巡回状況は、【資料31】記載のとおりである。

(6) 犯罪被害者支援

年度計画内容

地方事務所において、犯罪被害者支援を行う機関・団体の連絡協議会に参加するなどして、連携・協力関係を構築する。

犯罪被害者支援に関する情報の提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介などの業務を円滑に行うためには、各地において犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であることから、各地方事務所において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会」（注）に加盟し（現在、同協議会が設置されていない1県を除く49地方事務所加盟済み）、同構成員である機関・団体等を中心に犯罪被害者支援業務のリーフレットを配付するほか、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場を設けるなど、連携強化の取組を行った。

（注） 各都道府県警察等が事務局となり、弁護士会、地方検察庁、民間犯罪被害者支援団体、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関等を構成メンバーとして設置されている。

2 業務運営の効率化

年度計画内容

総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。

支援センターは、平成18年10月の業務開始時から、効率的かつ円滑な業務運営を行うため、業務内容に応じて様々な雇用形態を導入しているほか、常勤職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定するなどして、適正な人事配置及び人件費管理に努めている。また、事業の拡大に伴う物品等の調達については、その必要性、内容及び数量等を十分に精査するとともに、契約手続についても、競争性を高めるため、一般競争による手続を経たり、随意契約による場合も企画競争や複数の業者から見積書を徴するなどして、より安価な金額で契約することを心掛けている。

さらに、平成21年度における裁判員制度の開始や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に対応するため、所要の常勤弁護士を確保する必要があるところ、その確保業務を集中的・効率的に行うため、事業企画本部に常勤弁護士総合企画室を設置するなど、適時適切な業務運営体制の見直しを図っている。

(1) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化

ア コールセンターにおける効率的な情報提供

年度計画内容

東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行う。

支援センターは、東京都内に設置したコールセンターにおいて、電話による情報提供を集中的に行っている。また、運営は民間業者に委託しており、平成19年度の契約内容は、国民における支援センターの認知度と業務に対する理解が依然不足していることから、コールセンターにおける年間受電件数を平成18年度の実績から30万件と推定してその件数に応じた要員を配置するなど、必要な業務量に応じたものに見直している。

イ 関係機関・団体データベースの活用等

年度計画内容

・ 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等

連絡会議を開催するなどして、中央レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。

- ・ 地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。

平成19年7月6日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求めた。

上記Ⅴ1(2)イ(イ)記載のとおり、全地方事務所等において地方協議会を開催し、同協議会で、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求めるよう努めた。

(2) 民事法律扶助・国選弁護士確保

ア 常勤弁護士採用のための基盤整備

年度計画内容

常勤弁護士採用のための基盤を整備するため、司法研修所等の関係機関に対し、支援センターの業務内容や常勤弁護士の意義などに関する説明を行う。

常勤弁護士を安定的に採用するためには、司法研修所教官等法曹養成指導者の理解・協力を得ることが重要であることから、司法研修所の協力を得て、司法研修所教官等に対し、支援センターの業務内容を掲載したリーフレット、常勤弁護士採用案内のパンフレット等を配布するとともに、口頭での説明を実施し、常勤弁護士募集・採用に関する協力を依頼した（【資料4】番号14、15、17参照）。

また、常勤弁護士の意義、業務内容、実像等に対する理解を広め、常勤弁護士採用のための基盤整備に資するため、日本弁護士連合会、単位弁護士会等の関係機関に対し、平成18年度に採用した常勤弁護士が支援センターの常勤弁護士を志望した理由等を執筆した文集を2,000部以上配布した。

イ 常勤弁護士確保に向けた説明会の実施

年度計画内容

常勤弁護士確保のために、弁護士会等の関係機関の協力を得て、司法修習生、法科大学院生、弁護士に対する説明会を実施する。

常勤弁護士確保に向けて、平成19年度に司法修習生、法科大学院生、弁護士、司法試験合格者を対象として行った説明会の実施状況については、上記Ⅴ 1 (1)ウ「常勤弁護士の確保」に記載のとおりである（【資料4】参照）。

ウ 常勤弁護士の活動のための環境整備

年度計画内容

常勤弁護士が配置された地方事務所において、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備するための配慮措置に関する具体的な方策を検討・立案し、実施する。

常勤弁護士の業務は、取り扱う事件の範囲等が一般弁護士とは異なっていることから、その事件受任の範囲が厳格に過ぎると、利用者をたらい回しにせざるを得ないなど、総合法律支援構想に反する状況が生じるばかりでなく、常勤弁護士が他の受入先を探して奔走しなければならなくなるなど、本来の業務以外の活動を強いられる結果にもなりかねない。

そこで、司法過疎地域事務所において、当該地域の管内に住所若しくは居所を有している者が依頼若しくは相談する事件、及び当該地域を管轄する地裁支部が事物管轄を有する事件ばかりでなく、新たに、当該地域事務所に来所した者が依頼又は相談する事件についても、業務の補完性に配慮すれば、取り扱うことができるものとしたほか、これまで4号有償事件を受任することができなかった地方事務所、支部、扶助・国選対応地域事務所においても、常勤弁護士が受任した扶助・国選事件の関連事件であって一括して解決することが必要かつ相当である場合、又は必要性及び緊急性が認められる場合には、4号有償事件を受任することができることとし、柔軟かつ合理的な取扱いを実現した。

また、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを改訂し、常勤弁護士からの事件処理状況の報告書面等の統合、簡素化を行ったものを各常勤弁護士に配布するとともに、支援センター本部常勤弁護士総合企画室において、常勤弁護士からの業務に関する問い合わせを受け付けている。

さらに、常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し、適時適切なアドバイスを行っている。

エ 常勤弁護士に対する実務研修の実施

年度計画内容

常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を平成19年度に1回以上実施する。

平成19年度に常勤弁護士又は内定者(法曹経験者) に対して実施した支援センター本部主催の実務研修は、【資料39】 のとおりである。

各支援センター法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、赴任後おおよそ1年を目安として、常勤弁護士から提出される事例を基にした事例研究を内容とし、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施することとした。

また、裁判員裁判の実施が迫っているところ、裁判員裁判においては、これまでの刑事弁護とは異なる技術が必要とされる部分があることにかんがみ、裁判員裁判への対応に主眼を置いた研修を導入した。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、支援センター本部における集合研修については、平成19年9月又は同20年1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な素養を獲得できるよう、継続的な内容とした通年の研修スケジュールにより研修を実施することとした。

【資料39】 常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

オ 国選弁護人契約における一括契約に関する取組

年度計画内容

- ・ 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、弁護士に対する説明の際などに活用する。
- ・ 一括契約に基づく事件処理の実務運用について、裁判所、検察庁、弁護士会等関係機関との間で協議を行う。

支援センター本部において、一括契約(複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任するもの(上記IV 2 (3)ア(7)参照))についても説明した解説書である「国選弁護関連業務の解説」の改訂版(同解説書には、一括契約は一括処理による効率化の見地から設けられた契約類型である旨が記載されている。)を作成し、地方事務所を通じて、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布した。

各地方事務所においては、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括国選弁護人契約に関する事件の配点方法について確認した。

なお、平成19年4月から同20年3月までの間に、一括国選弁護士契約に基づき国選弁護人の指名・通知がなされた事件の件数は合計531件（対象となった事件の実件数）であり、前年度（ただし平成18年10月から同19年3月までの5か月間）の合計104件に比べて大幅に増加した（なお、即決事件の算定件数は、平成18年度は1,612件、同19年度は4,596件である（【資料26】参照））。

(3) 司法過疎対策

年度計画内容

上記Ⅴ1(5)の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。

平成19年度の司法過疎地域事務所の設置状況については、上記Ⅴ1(5)ア「地域事務所の設置等」に記載のとおりである（【資料3】番号42～56参照）。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上

(1) 情報提供

ア FAQの充実等

年度計画内容

- ・ コールセンターに寄せられる問い合わせを日々分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答を作成する。
- ・ コールセンターにおいて稼働する者にアンケートをするなどして、質問頻度は低いが作成すべき質問についての答を作成する。
- ・ FAQ、関係機関・団体情報の増大によって検索の速度が落ちることのないよう、日常的に、検索のスピードのテストを実施する。
- ・ 期間を設定し、コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。

業務開始以降コールセンターに寄せられた問い合わせを分析するとともに、オペレーターに対するアンケート調査の結果等を踏まえFAQを随時更新・増加しており、平成19年度においては、このうち約700問をホームページで公開した。

FAQ、関係機関・団体情報をデータベースに追加投入した際には、検索スピードが落ちていないかを支援センター職員がモデルケースに基づき実際に検索するテストを実施するとともに、オペレーターに対して実際の問い合わせ対応において情報の検索に時間がかかっているかについてアンケート調査を実施するなどして、検索スピードを維持した。また、裁判員制度などの特定分野のFAQ情報が増加した場合には、FAQ分類を細分化して容易に検索できるようにするなど、使い勝手の良さを維持した。

利用者の満足度をより客観的・効果的に調査するため、平成19年7月からウェブによる利用者アンケート調査を行っている。これは、平成18年度に行った調査が、サービス提供者（コールセンターのオペレーターや地方事務所の窓口対応専門職員等）が情報提供直後にその場で満足度を聞く方式だったので得点が高めに出やすく、データの客観性としてはやや劣るので、より正確な評価を得る方式に変更したものである。

コールセンターにおいては、平成19年7月11日から同20年3月31日までの間（総件数15万8,085件中225件回答。有効回答率0.1パーセント）、地方事務所においては、平成19年12月3日から同20年3月31日までの間（総件数5万2,824件中174件回答。有効回答率0.3パーセント）、利用者に対して上記アンケート調査を行い、その結果、5段階評価で3.6の満足度の

評価を得た（なお、コールセンターにおけるメール対応（総受電件数22万727件中5,842件）に対する評価を除くと、3.9の評価となる。）。数字としては、平成18年度（10段階評価で9.2）に比し下がっているが、調査方式が異なるため単純な比較には意味がなく、むしろ、平成19年度の調査方式の方が、より客観的な利用者の満足度を示しているともいえる。コールセンターが提供するサービスについては、【資料6】のとおり、平成19年4月には全体の0.55%あった苦情が、平成20年3月には0.24%に減少しているなど、現状の質が必ずしも低いとは考えていないが、FAQやオペレーターへの研修をさらに充実する、関係機関とより緊密な連携を図る、情報提供のサービス内容が周知されるような広報を徹底することなどにより、この方式でも4以上の満足度を獲得できるよう、今後ともサービス向上に力を入れていくこととする。また、オペレーター等のサービス提供者には法的トラブルを抱えた利用者アンケート調査を依頼することに対する心理的な抵抗感があること、支援センターの利用者にはインターネットの利用が困難な者が一定数いることなどにより、回答数が少なくなっているが、情報提供に対するニーズを把握することがサービスの向上につながることをオペレーター等に周知する、地方事務所で面談による情報提供を行った場合にはその直後にアンケート用紙に記入してもらうなどウェブ以外の調査方法を検討することなどにより、回答率の低さを解消する予定である。

イ 即日中の情報提供

年度計画内容

- ・ 多様な法的トラブル、新たな法律の制定等に適切に対応することができるよう、地方事務所の情報提供窓口には、相談窓口等で稼働したことのある経験者を配置する。
- ・ 地方事務所の情報提供窓口に来訪する利用者に対し、即日中に情報提供を行う。

地方事務所で情報提供を行う窓口対応専門職員として、消費生活相談資格者、裁判所・法務局OB等を主に採用し、全地方事務所に相談窓口等で稼働したことのある経験者を配置した。また、多くの地方事務所においては、司法書士の協力も得ている。

各地方事務所における採用状況は、【資料40】のとおりである。

【資料40】 地方事務所の窓口対応専門職員

地方事務所の情報提供窓口は予約優先制であるが、来訪した利用者に対しては、即日中に情報提供を行い、支援センターで対応できない場合は他の関係機関を紹介するなどサービスの迅速に努めている。

(2) 民事法律扶助

ア 援助審査の合理化

年度計画内容

迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化することなどにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成18年度と比較して短縮する。

援助審査の合理化の具体的方法としては、①これまでの多人数の審査委員による合議制審査を改め、少人数の審査委員による審査（原則2名の審査委員による審査、簡易な案件は単独審査）とすること、②審査の開催頻度を増加すること、③書面審査を活用することがある。

平成19年度においては、50地方事務所中18地方事務所でこれらの方法による援助審査の方法の合理化を行った。平成18年度において既に何らかの方策を講じ、これを維持している地方事務所と合わせると、ほとんどの地方事務所が合理化を行っているといえる。

ただ、平成19年度の援助件数は、同18年度と比較すると11.2%増加していることから、これらの合理化を行っても、援助申込みから審査実施までの期間は、短縮した地域もあれば逆に増加した地域もあり、全体として期間の短縮には至っていない。

援助審査は、援助支出を適切に行って、不適切な援助開始決定や支出を防止し、また、民事法律扶助を利用できる方ができなくなることを避けるなど、民事法律扶助業務において重要な役割を担っている。さらに、報酬金額に関する審理・判断を通じて、受任者の事件処理活動を事後的に検証し、その質を担保したり、審査の際に申込者や被援助者の意見を聴取することを通じて利用者の希望を業務運営に取り込んだりする事実上の機能をも果たしている。これらの重要な機能を果たしつつ、代理人選任までの期間を短縮するためには、援助件数増も踏まえた審査の合理化、効率化の在り方とともに、他の方策（法律相談援助の申込みからその実施までの日数の短縮化など）も検討する必要があると思われ、平成20年度以降、これに取り組んでいく予定である。

イ 犯罪被害者に対する充実した援助の提供

年度計画内容

犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、被害者支援に精通した弁護士を始めとした専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助を提供する。

犯罪被害者からの援助申込みへの対応については、平成18年度、約半数の事務所が改善に努めたが、同19年度においても、50地方事務所中20地方事務所でさらなる改善について配慮を行った。

なお、犯罪被害者からの援助申込み実績のない地方事務所が平成18年度は半数近くに及んだが、同19年度においては5地方事務所にとどまったことに現れているように、犯罪被害者に対する援助制度が徐々に普及の度合いを深めていると言えるものの、更に十分な普及を図るため、引き続き制度の周知に努力していく必要がある。また、犯罪被害者のニーズは、その受けた被害の種類等により多様であるため、これに即した専門的知見を有する弁護士を選任できるよう、弁護士会などとの連携も深めていく。

ウ 契約弁護士・司法書士に対する研修の実施

年度計画内容

民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、各地方事務所単位で、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。

各地方事務所においては、契約弁護士・司法書士向けのマニュアルとして本部が作成した「民事法律扶助業務の解説」を配布したり、扶助制度全般や資力基準に関する説明会を開催するなどして、契約弁護士・司法書士に対する研修を実施した。また、一部の地方事務所では弁護士会等の説明会に担当者が出席し、説明を行うなどした。

なお、本部においては、各種規定等の改正を踏まえ、平成20年3月に「民事法律扶助業務の解説」の改訂版を作成し、各地方事務所に配布した。

－実施状況－

- ① 解説書を契約弁護士・司法書士に配布した。 … 36地方事務所
- ② 支援センター主催の説明会を行った。 … 18地方事務所
- ③ 弁護士会等主催の説明会に参加した。 … 15地方事務所

※ ①、②、③のそれぞれを実施した地方事務所もある。

(3) 国選弁護人確保

ア 関係機関との定期的な協議

年度計画内容

地方事務所ごとに、国選弁護人の選任態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成19年度に1回以上設ける。

支部を含むすべての地方事務所において関係機関との協議が行われたほ

か、国選付添人の選任態勢についても、すべての地方事務所において関係機関との協議が行われており、協議を行っていない地方事務所はない。

イ 指名通知に関する目標時間の設定等

年度計画内容

地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。

(ア) 目標時間の設定

支部を含むほとんどの地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名・通知の目標時間については、休日を含め、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めており、目標時間を定めていない地方事務所・支部はなかった。なお、国選付添人の指名・通知についても、多くの地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めている。

(イ) 目標の達成度合い

被疑者国選弁護、被告人国選弁護とも、支部を含むすべての地方事務所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護人候補の指名・通知が行われており、達成度が半数程度又は達成できていない地方事務所はなかった。

被疑者国選弁護における休日の指名・通知業務についても、ほとんどの事件において当日中に指名・通知に至っており、業務時間外に指名・通知要請がされたなどの事情から当日中に指名・通知に至らないものについても、翌日には指名・通知が行われており、指名・通知要請を受けてから24時間以内に指名・通知を行うという処理時間の目安に沿った運用がなされている。

なお、国選付添についても、指名・通知業務を行った地方事務所においては、おおむね所定の目標時間内に国選付添人候補の指名・通知が行われている。

ウ 国選弁護人契約弁護士に対する研修の実施

年度計画内容

地方事務所ごとに、平成19年度に1回以上、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を実施する。

支部を含むすべての地方事務所で年度計画に基づく研修を実施した。研修の内容としては、解説書を配布したものが55か所、センター主催の説明会を実施したものが11か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが28か所であった。支援センター主催の説明会としては、事前に契約弁護士に解説書を配布した上で、本所管内、各支部管内の契約弁護士に対して、本所と支部のそれぞれで説明会を行ったなどの例がある。

裁判員裁判の施行及び被疑者国選の対象事件の拡大といった国選弁護制度の大きな変化を控え、事件数に対応しうる契約弁護士の確保が当面の最も重要な課題であることから、各地方事務所において、国選弁護を担う弁護士の確保に努めた。その結果、国選弁護人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成18年10月2日時点で8,427名であったが、同19年4月1日時点で1万773名、同20年4月1日時点で1万3,427名となり、増加傾向にある。裁判員裁判の実施に向けて、各地において、模擬裁判をはじめとする様々な取組が行われているが、支援センターは、各地方事務所において、連日的開廷及び集中的訴訟準備に対応しうる国選弁護人の確保に向けて、弁護士会との間で協議を行った。

なお、国選付添人契約弁護士を対象とする研修についても、各地方事務所において解説書を配布するほか、上記の説明会等の機会を利用するなどの方法で研修を実施した。

エ 不祥事案の再発防止

支援センターは、平成19年7月、契約弁護士1名に対し、国選弁護人に選任された複数の被告事件における公判期日への不出頭等を理由に、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除の措置をとり、日本弁護士連合会及び所属弁護士会に対して、同措置事案を通知した。併せて、日本弁護士連合会との協議の場において、同措置事例を紹介して注意喚起を図るとともに、支援センターの国選弁護業務に対する理解と協力を求めた。

(4) 犯罪被害者支援

ア 地方事務所の職員の配置

年度計画内容

地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。

全国12か所の地方事務所（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、京都、兵庫、愛知、広島、福岡、札幌、香川）には、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門

職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問い合わせに対し、二次被害を与えないよう十分配慮して対応した。

また、上記以外の地方事務所及び上記地方事務所で犯罪被害者支援担当が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員が犯罪被害者等からの問い合わせに対応している。これらの職員についても、犯罪被害者への二次被害を防止するため、犯罪被害者等の心情や各地方事務所における対応事例を踏まえた対応の留意点など、犯罪被害者支援に関する研修を行った。

なお、平成19年度から、DV、児童・高齢者・障害者への虐待、セクシャル・ハラスメント、学校や職場におけるいじめ、嫌がらせ等についても、犯罪被害者支援対応案件として実績管理を行うようにしたことにより、平成18年度と比べ、問い合わせ件数実績が大幅に増加したことから、犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員の配置のあり方については、同年度以降の実績及び対応状況等の検証を踏まえ、拡充の必要性及び規模を検討することとした。

イ 窓口対応専門職員等に対する研修の実施

年度計画内容

窓口対応専門職員及び一般職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。

犯罪被害者支援業務においては、各地方事務所の担当職員を「業務の要」と位置づけ、当該職員に対する研修及び実務上の課題等に係る意見交換会を実施することにより、スキルアップに努めた。

平成19年度における犯罪被害者支援業務研修の内容は、下記のとおりである。

(ア) 担当職員研修

実施時期・場所：平成19年7月12日～13日（東京）

内容：○ 犯罪被害者による講演

○ 犯罪被害者支援の現状と課題（犯罪被害者支援に関する法制度等）

○ 犯罪被害者の現状と支援（民間被害者支援団体における支援）

○ DV被害者の求める支援

○ 犯罪被害を受けた人への初期対応とセルフケア

○ 意見交換

(イ) 担当職員意見交換会

実施時期・場所：平成20年2～3月（札幌、宮城、東京、愛知、大阪、岡山、福岡）※各回13時～17時

内容：犯罪被害者支援業務の実施状況と課題に関する意見交換

(ウ) 地方事務所窓口対応専門職員研修

地方事務所ごとに、上記(ア)の講義内容を収めたビデオや業務マニュアル、当該事務所における対応事例等を用いて研修を実施した。

(エ) コールセンターオペレーター全員を対象とした研修

① 支援センターの犯罪被害者支援業務について（業務内容及び対応上の留意点等）

実施時期：平成19年6月21日

② 刑事手続について

実施時期：平成19年12月4日

(オ) 犯罪被害者支援ダイヤル担当オペレーターを対象とした研修

① 犯罪被害者支援ダイヤルの課題について

実施時期：平成19年7月26日

② 精通弁護士紹介の取次について

実施時期：平成19年12月10日

③ 意見交換会

実施時期：平成19年12月17日

内容：問い合わせ対応における課題について

ウ 犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取

年度計画内容

犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で平成19年度に1回以上設ける。

犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴取し、今後の業務のあり方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。

実施時期：平成20年2月～3月

回答機関・団体数：1,376（弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等）

実施方法：各地方事務所でアンケートを郵送

聴取項目

- 支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることの周知状況
- 支援センターの犯罪被害者支援業務の内容に関する周知状況

- 支援センターからの紹介による利用者の有無
- 利用者への支援センターの紹介状況
- 支援センターに関する課題
- 支援センターに期待する事項
- 支援センターに対する被害者の意見
- 支援センターのリーフレット活用等の可否
- 支援センターのURLをHPのリンク先に加えることの可否
- その他意見・要望

調査の結果、支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることについて、91.4%の関係機関・団体が認知していた（前年度は90.1%）。被害者支援連絡協議会等における業務説明をはじめ、実務担当者間の情報交換・協議の場の設定など、日頃の連携向上の取組により、回答機関・団体のすべてが認知しているという地域が約半数に達した。

業務内容についても、犯罪被害者支援ダイヤルの設置を知っていたものが76.9%（同69.7%）、犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていることについて知っていたものが81.2%（同80.3%）、精通弁護士の紹介を行っていることについての認知は72.2%（同68.0%）であり、いずれも着実に認知が高まっている。しかし、犯罪被害者支援ダイヤルは、専門オペレーターが案内をしていることや、平日夜間及び土曜日も実施していること、電子メールによる問い合わせを受け付けていること、また、精通弁護士の費用は有料だが、犯罪被害者の経済状況等に応じて、援助制度を利用いただけることなど、具体的な業務内容の認知度は、未だ十分とは言えない状況であり、今後、支援センターの犯罪被害者支援業務の特長として、更なる周知に努めていく必要がある。

「支援センターからの紹介」により、関係機関・団体を利用した犯罪被害者等があったという回答は15.2%（同13.0%）、利用者に対して支援センターを紹介したことがあるとの回答は29.7%（同23.4%）であった。

エ 犯罪被害者支援精通弁護士の確保等

年度計画内容

地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者に対し適切に紹介を行う。

地方事務所長は、弁護士会会長からの推薦を受け、精通弁護士名簿を作成している。同名簿登載者は、以下の①又は②に該当する弁護士であり、平成20年3月1日現在、全国で1,261名（平成19年3月31日時点では1,185名）である。

- ① 下記の犯罪被害者等支援に関連する業務のいずれかを経験したことのある弁護士
 - ・犯罪被害者等の依頼により行う法律事務
 - ・弁護士会又は犯罪被害者支援団体により行われる犯罪被害者等支援活動
- ② 日弁連、弁護士会又は全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体の実施する犯罪被害者支援に関する研修を複数受講した弁護士

犯罪被害者やご家族からのお問い合わせに応じ、全国の地方事務所で、合計590件の紹介を行った。

オ 民事法律扶助制度利用の助言の徹底

年度計画内容

損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。

支援センターにお問い合わせいただいた犯罪被害者等が、損害賠償による被害回復を求める際には、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用について案内するよう取り組んでいる。その上で、犯罪被害者等が同制度の利用を希望する場合には、地方事務所の民事法律扶助担当窓口の紹介又は転送を行っている。

また、精通弁護士の紹介に関し、コールセンターから地方事務所へ取り次ぎを行う際にも、犯罪被害者等が同制度の利用を希望する場合には、その旨取次依頼書に記載し、制度利用も含めて行っている。

平成19年10月に改訂した業務マニュアルにおいて、「精通弁護士へ案件を取り次ぐ際には、『当該被害者は、民事法律扶助（又は犯罪被害者法律扶助）を利用希望』等と記載し、経済的支援制度の利用についても併せて引き継ぎをすること」と明記し、資力に乏しい被害者が適切に法的支援を受けることができるよう徹底を図った。

(5) 司法過疎対策

年度計画内容

常勤弁護士が配置された上記V 1 (5)の地域事務所において、利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行うための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに即してバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて、事件を受任することとしている。

平成19年度までに司法過疎対策として設置した15か所の地域事務所における受任事件数の内訳は、平均すれば、受任事件全体の6.5割程度が4号有償事件、2割程度が民事法律扶助事件、1.5割程度が国選弁護・付添事件であるが、各々を見れば、設置された地域の需要に応じ、その内訳は様々である。

(6) 関係機関連携強化

年度計画内容

地方事務所単位で、連携関係にある関係機関と、連携の現状と強化の方策等に関する協議を行うよう努める。

上記Ⅴ1(1)イ記載のとおり、全地方事務所等において、平成19年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催し、情報提供業務等、支援センターの業務における個別事例の解決方法を説明することで、関係機関に支援センターとの連携の現状に具体的なイメージを持ってもらうとともに、支援センターに多く寄せられる多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別に連携の構築や強化の方策等について意見交換を行ったことにより、支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、コールセンターの認知媒体における関係機関の占める割合が、平成19年3月の28.9%から、同20年3月の39.1%に増加するなど、関係機関との連携が強化された。

4 委託援助業務

年度計画内容

日本弁護士連合会及び財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行い、環境を整える。

日本弁護士連合会委託援助業務については、日本弁護士連合会において弁護士用手引を作成し、配付するとともに、各地の弁護士会で研修を実施し、平成20年3月31日までに5,785人の弁護士及び106の弁護士法人との間で基本契約を締結した。また、従来、財団法人法律扶助協会が支部の自主事業として行っていた外国人、子ども、精神障害者等及び高齢者等に対する法律援助についても、

全国一律にサービスを提供したことにより、これまで実績のなかった都道府県においても援助が行われた。

中国残留孤児援護基金委託援助業務については、各種パンフレット等に掲載するなどして広報を行うとともに、身元未判明者あるいはその依頼を受けた弁護士からの問い合わせの際に制度の案内を行った。

(1) 日本弁護士連合会委託援助業務

年度計画内容

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。

平成19年10月1日以降の半年間の申込総件数は7,173件であった。

財団法人法律扶助協会が自主事業として行っていた、刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添援助、難民認定法律援助及び犯罪被害者法律援助について平年化して平成18年度実績と比較した場合、支援センター受託後の実績は大きく伸びている。特に難民認定法律援助は4倍、犯罪被害者法律援助は2倍の利用があったことになり、支援センターが業務を行うことにより広く全国に同一のサービスを提供するという受託の目的は一定の成果を上げた。

(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

年度計画内容

財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

平成19年度は実施予定件数を10件として委託を受けたが、1件の申込もなかった。

5 予算、収支計画及び資金計画

別紙1から3のとおりである。

なお、随意契約に関する情報の公表項目については、別紙4のとおりである。

6 短期借入金の限度額

年度計画内容

短期借入金の限度額は、33億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

該当なし。

7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

年度計画内容

重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

該当なし。

8 剰余金の使途

年度計画内容

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、新制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実等に充てる。

該当なし。

9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

年度計画内容

平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を視野に入れつつ、支援センター本部、地方事務所その他の事務所の施設・設備を整備する。

支援センター本部、地方事務所、支部、出張所及び地域事務所の所在地は、【資料1】のとおりである。

平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を視野に入れ、それに対応できる事務所の施設・設備を整備した。

(2) 人事に関する計画

年度計画内容

民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大を視野に入れ、これに的確に対応するため、組織的、効率的な業務体制の確立に必要な常勤弁護士につき所要数の確保を図る。

併せて、支援センター本部、地方事務所及びその下部組織について、計画的に人的体制を整備する。

ア 常勤弁護士の確保状況等

民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務を遂行していく上で、常勤弁護士の確保は重要な課題である。

平成18年度に採用した常勤弁護士は24名にとどまっていたが、支援センターでは、日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年度から、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用した上、集合研修、OJT研修による実務指導を実施するなど、比較的短期間に即戦力となるよう養成する新制度を導入し、上記新制度による常勤弁護士を含む多数の常勤弁護士を確保するため、司法修習生、弁護士、法科大学院生等に対し、常勤弁護士採用情報等の説明・広報を積極的に実施したこと等により、新たに72名の常勤弁護士を確保し、合計96名の常勤弁護士を全国に配置した。

今後も引き続き、上記V1(1)ウ「常勤弁護士の確保」において述べたような活動を積極的に行い、常勤弁護士を全国各地に順次配置していくこ

とが可能となるよう、必要な常勤弁護士の確保に努めていく。

イ 職員の確保状況等

平成18年4月10日の設立以降、同年10月2日の業務開始に向けて順次職員の採用を行い、設立当初に予定していた人的体制により業務開始を迎えた。その後も、司法過疎地域における地域事務所開設その他の業務拡大に伴い、計画的に職員の採用を行って、人的体制の整備を図ったほか、組織としてより質の高い法的サービスを提供すべく、管理監督者研修や各種業務研修を実施して、人材の育成に努めた。

職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、業務開始当初から、適正な人件費管理に努めている。また、独立行政法人通則法第63条（総合法律支援法第48条において準用）において「その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」と規定されていること及び行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に沿って、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた人事評価システムを策定し、平成18年12月、その評価結果を昇給及び勤勉手当（賞与）に反映させる仕組みを導入した。

平成19年度においては、同人事評価システムに基づく人事評価を行い、その結果を平成19年6月及び12月支給の勤勉手当（賞与）に反映させるとともに、同20年1月の定期昇給にも反映させた。

以上

別紙 1 - 1

平成19事業年度 決算報告書

○全体

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	0	612	612	(注1)
運営費交付金	10,213	10,213	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	9,054	8,033	△ 1,021	(注2)
補助金等収入	515	132	△ 383	(注3)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	8,214	7,875	△ 339	(注4)
事業外収入	39	114	75	
計	28,036	26,979	△ 1,057	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,337	4,520	△ 1,817	
うち人件費	4,536	2,863	△ 1,673	(注5)
物件費	1,801	1,657	△ 144	
事業経費	12,645	12,863	218	
うち民事法律扶助事業経費	11,997	11,746	△ 251	
その他事業経費	648	1,117	469	
受託経費	8,412	7,496	△ 916	(注2)
うち国選弁護士確保事業経費	6,168	5,958	△ 210	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,244	1,538	△ 706	
うち人件費	1,767	1,156	△ 611	
物件費	477	382	△ 95	
受託経費	642	537	△ 105	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	579	469	△ 110	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	63	68	5	
うち人件費	37	37	0	
物件費	26	31	5	
計	28,036	25,416	△ 2,620	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分261百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 1 - 2

平成19事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	0	612	612	(注1)
運営費交付金	10,213	10,213	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	642	537	△ 105	
補助金等収入	515	132	△ 383	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	8,214	7,875	△ 339	(注3)
事業外収入	39	114	75	
計	19,624	19,483	△ 141	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,337	4,520	△ 1,817	
うち人件費	4,536	2,863	△ 1,673	(注4)
物件費	1,801	1,657	△ 144	
事業経費	12,645	12,863	218	
うち民事法律扶助事業経費	11,997	11,746	△ 251	
その他事業経費	648	1,117	469	
受託経費	642	537	△ 105	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	579	469	△ 110	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	63	68	5	
うち人件費	37	37	0	
物件費	26	31	5	
計	19,624	17,920	△ 1,704	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分261百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注3)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注5)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 2 - 1

平成19事業年度 収支計画

○全体

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	28,036	25,416	△ 2,620	
経常費用	28,036	25,416	△ 2,620	
事業経費	12,645	12,863	218	
うち民事法律扶助事業経費	11,997	11,746	△ 251	
その他事業経費	648	1,117	469	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,337	4,520	△ 1,817	
うち人件費	4,536	2,863	△ 1,673	(注1)
物件費	1,801	1,657	△ 144	
受託経費	8,412	7,496	△ 916	(注2)
うち国選弁護士確保事業経費	6,168	5,958	△ 210	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,244	1,538	△ 706	
うち人件費	1,767	1,156	△ 611	
物件費	477	382	△ 95	
受託経費	642	537	△ 105	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	579	469	△ 110	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	63	68	5	
うち人件費	37	37	0	
物件費	26	31	5	
減価償却費	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
臨時損失	—	—	—	
収益の部	28,036	26,979	△ 1,057	
前年度繰越金	0	612	612	(注3)
運営費交付金	10,213	10,213	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	9,054	8,033	△ 1,021	(注2)
補助金等収入	515	132	△ 383	(注4)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	8,214	7,875	△ 339	(注5)
事業外収入	39	114	75	
純利益	0	1,563	1,563	(注6)
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	1,563	1,563	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注2)

受託収入及び受託経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分261百万円及び政府出資金351百万円である。

(注4)

補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注5)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注6)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金(351百万円)を含んでいる。また、(注7)記載の事情により、損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注7)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 2 - 2

平成19事業年度 収支計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	19,624	17,920	△ 1,704	
経常費用	19,624	17,920	△ 1,704	
事業経費	12,645	12,863	218	
うち民事法律扶助事業経費	11,997	11,746	△ 251	
その他事業経費	648	1,117	469	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,337	4,520	△ 1,817	
うち人件費	4,536	2,863	△ 1,673	(注1)
物件費	1,801	1,657	△ 144	
受託経費	642	537	△ 105	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	579	469	△ 110	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	63	68	5	
うち人件費	37	37	0	
物件費	26	31	5	
収益の部	19,624	19,483	△ 141	
前年度繰越金	0	612	612	(注2)
運営費交付金	10,213	10,213	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	642	537	△ 105	
補助金等収入	515	132	△ 383	(注3)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	8,214	7,875	△ 339	(注4)
事業外収入	39	114	75	
純利益	0	1,563	1,563	(注5)
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	1,563	1,563	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分261百万円及び政府出資金351百万円である。

(注3)

補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金(351百万円)を含んでいる。また、(注6)記載の事情により、損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注6)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 2 - 3

平成19事業年度 収支計画

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	8,412	7,496	△ 916	
受託経費	8,412	7,496	△ 916	(注1)
うち国選弁護士確保事業経費	6,168	5,958	△ 210	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,244	1,538	△ 706	
うち人件費	1,767	1,156	△ 611	
物件費	477	382	△ 95	
収益の部	8,412	7,496	△ 916	
受託収入	8,412	7,496	△ 916	(注1)
純利益	0	0	0	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 3 - 1

平成19事業年度 資金計画

○全体

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	28,036	25,416	△ 2,620	
経常費用	28,036	25,416	△ 2,620	
業務活動による支出	28,036	25,416	△ 2,620	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	28,036	26,979	△ 1,057	
前年度繰越金	0	612	612	(注2)
業務活動による収入	28,036	26,367	△ 1,669	
運営費交付金による収入	10,213	10,213	0	
受託収入	8,412	8,033	△ 379	(注1)
その他の収入	9,410	8,121	△ 1,289	(注3)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
政府出資金による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士を採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分261百万円及び政府出資金351百万円である。

(注3)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 3 - 2

平成19事業年度 資金計画

○一般勘定 (単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	19,624	17,920	△ 1,704	
経常費用	19,624	17,920	△ 1,704	
業務活動による支出	19,624	17,920	△ 1,704	
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	19,624	19,483	△ 141	
前年度繰越金	0	612	612	(注1)
業務活動による収入	19,624	18,871	△ 753	
運営費交付金による収入	10,213	10,213	0	
その他の収入	9,410	8,658	△ 752	(注2)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
政府出資金による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分261百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 3 - 3

平成19事業年度 資金計画

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	8,412	7,496	△ 916	
経常費用	8,412	7,496	△ 916	
業務活動による支出	8,412	7,496	△ 916	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	8,412	7,496	△ 916	
業務活動による収入	8,412	7,496	△ 916	
受託収入	8,412	7,496	△ 916	(注1)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことにより、国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙 4

平成19年度随意契約一覧表

件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	随意契約理由	相手方住所氏名	備考
埼玉地方事務所・事務所賃貸借契約	H19.4.1	23,509,716	随意	会計規程第17条第1号	さいたま市浦和高砂3-17-15 さいたま商工会議所	
群馬地方事務所・事務所賃貸借契約	H19.4.1	9,898,656	随意	会計規程第17条第1号	群馬県前橋市千代田町2-5-1 財団法人前橋勤労者総合福祉振興協会	
山口地方事務所・事務所賃貸借契約	H19.4.1	3,780,000	随意	会計規程第17条第1号	山口市朝田1980-7 山口県国民健康保険団体連合会	
熊本地方事務所・事務所賃貸借契約	H19.4.1	2,646,572	随意	会計規程第17条第1号	熊本市	
愛媛地方事務所・事務所賃貸借契約	H19.4.1	8,628,000	随意	会計規程第17条第1号	愛媛県八幡浜市産業通3-3 株式会社大任建設	
判例検索ソフト年間賃貸借契約	H19.4.1	5,821,200	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
社会保険関係規程作成等に関する委託契約	H19.4.1	2,640,120	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿7-2-6 社会保険労務士法人関東社会保険労務事務所	
情報処理システム等セキュリティ管理に係るコンサルティング業務委任契約	H19.4.1	6,300,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
平成19年度コールセンター構築・運営等業務委託契約一式	H19.4.2	632,400,000	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区赤坂1-11-44 アクセンチュア株式会社	
平成19年度システム決算対応及び財務会計システム研修支援業務委託	H19.4.2	7,701,225	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
函館地方事務所江差地域事務所借上宿舍賃貸借契約	H19.4.2	1,608,000	随意	会計規程第17条第1号	北海道檜山郡江差町宇新地町33 有限会社共和商事	
茨城地方事務所下妻地域事務所事務所賃貸借契約	H19.5.1	3,088,817	随意	会計規程第17条第1号	茨城県下妻市宗道2028 常総ひかり農業協同組合	
消費税確定申告書作成等業務委託	H19.5.1	2,173,500	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区六本木1-6-1 KPMG税理士法人	
退職給付債務計算業務委託及び退職給付会計ソフトの購入	H19.5.14	2,100,000	随意	会計規程第17条第2号	長野県須坂市仁礼町峰の原3153-244 株式会社エムティック	
岐阜地方事務所可児地域事務所事務所賃貸借契約	H19.5.30	8,467,897	随意	会計規程第17条第1号	愛知県日進市梅森台5-207 株式会社社中三洋堂	
平成19年度情報提供等システム改修請負契約	H19.6.1	143,646,048	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
広報素材作成業務委託	H19.7.20	6,720,000	随意	会計規程第17条第1号 (企画競争)	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2 あかつき印刷株式会社	
パソコン増設に伴う設置作業費	H19.8.1	1,134,000	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区芝浦1-2-1 富士通エフ・アイ・ピー株式会社	
指宿地域事務所・事務所賃貸借契約	H19.8.2	2,600,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
千葉地方事務所・事務所賃貸借契約	H19.8.6	53,856,000	随意	会計規程第17条第1号	千葉市中央区中央4-5-1 有限会社廣瀬ビル	
東京地方事務所借上宿舍(パークサイド石神井6-303)賃貸借契約	H19.8.27	1,448,400	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
東京地方事務所借上宿舍(パークサイド石神井6-602)賃貸借契約	H19.8.27	1,462,800	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
東京地方事務所借上宿舍(パークサイド石神井6-701)賃貸借契約	H19.8.27	1,424,400	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
東京地方事務所借上宿舍(パークサイド石神井6-1003)賃貸借契約	H19.8.27	1,474,800	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
大阪地方事務所借上宿舍(シテイコート下新庄9-201)賃貸借契約	H19.8.27	1,221,600	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
パソコン増設に伴う設置作業費	H19.8.30	1,318,800	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区芝浦1-2-1 富士通エフ・アイ・ピー株式会社	
島根地方事務所浜田地域事務所・事務所賃貸借契約	H19.9.1	3,645,000	随意	会計規程第17条第1号	島根県浜田市浅井町1580 龍河商事株式会社	

件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	随意契約理由	相手方住所氏名	備考
情報提供等システム業務端末58式のリース契約	H19.9.6	18,082,260	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区浜松町2-4-1 センチュリー・リーシング・システム株式会社	
情報提供等システム業務端末47拠点展開作業	H19.9.6	9,082,500	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区芝浦1-2-1 富士通エフ・アイ・ピー株式会社	
徳島地方事務所借上宿舎	H19.9.7	1,683,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
埼玉地方事務所秩父地域事務所・事務所賃貸借契約	H19.9.10	4,965,400	随意	会計規程第17条第1号	東京都豊島区東池袋1-45-11メゾン金子602 株式会社三東興業	
長崎地方事務所借上宿舎	H19.9.10	3,065,250	随意	会計規程第17条第1号	長崎市大黒町9-22 有限会社大久保ビル	
鹿児島地方事務所奄美地域事務所・事務所賃貸借契約	H19.9.12	5,618,900	随意	会計規程第17条第1号	鹿児島県奄美市名瀬小浜町4-28A Sビル3F 有限会社ザイケイリード	
高知地方事務所借上宿舎	H19.9.12	2,134,750	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
IP電話機(80式)購入契約	H19.9.13	3,053,400	随意	会計規程第17条第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通ビジネスシステム	
IP電話機(80式)設置工事契約	H19.9.13	3,074,400	随意	会計規程第17条第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通ビジネスシステム	
埼玉地方事務所川越支部借上宿舎	H19.9.13	1,321,440	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
鳥取地方事務所借上宿舎	H19.9.13	2,789,650	随意	会計規程第17条第1号	鳥取市富安1-166 有限会社アルファ	
福島地方事務所借上宿舎	H19.9.14	1,854,250	随意	会計規程第17条第1号	福島県郡山市虎丸町15-4 有限会社郡中ビルディング	
静岡地方事務所借上宿舎	H19.9.14	3,225,750	随意	会計規程第17条第1号	静岡市葵区宮前町107 有限会社やまね	
判例検索ソフト賃貸借契約	H19.9.18	1,852,200	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
秋田地方事務所借上宿舎	H19.9.19	1,881,300	随意	会計規程第17条第1号	秋田市外旭川字三千刈122-3 有限会社ティアール商事	
静岡地方事務所下田地域事務所・事務所賃貸借契約	H19.9.20	6,997,500	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
岐阜地方事務所可児地域事務所借上宿舎	H19.9.20	2,027,400	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
静岡地方事務所沼津支部借上宿舎	H19.9.21	2,232,000	随意	会計規程第17条第1号	静岡県沼津市岡宮1334-7 株式会社スルガリース	
愛媛地方事務所借上宿舎	H19.9.21	1,163,400	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
常勤弁護士用図書1,044冊購入契約	H19.9.21	4,155,381	随意	会計規程第17条第3号	東京都新宿区愛住町19-16 株式会社三省堂書店	
高知地方事務所安芸地域事務所借上宿舎	H19.9.23	1,560,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
静岡地方事務所下田地域事務所借上宿舎	H19.9.25	2,804,650	随意	会計規程第17条第1号	東京都目黒区東山2-10-8 滝野川自動車株式会社	
京都地方事務所借上宿舎	H19.9.25	3,460,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
会計監査人との監査契約	H19.9.26	31,500,000	随意	会計規程第17条第1号	東京都千代田区内幸町2-2-2 あずさ監査法人	
鹿児島地方事務所奄美地域事務所借上宿舎	H19.9.26	2,865,300	随意	会計規程第17条第1号	鹿児島県奄美市名瀬塩浜町11-1 株式会社ホンダ奄美	
山口地方事務所借上宿舎	H19.9.28	2,833,500	随意	会計規程第17条第1号	山口市駅通り2-1-19 有限会社藤井半四郎商店	
平成19年度システム運用支援及びアプリケーション保守業務委託	H19.10.1	47,250,000	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	

件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	随意契約理由	相手方住所氏名	備考
平成19年度情報提供等システム改修(改正少年法一時対応)請負契約	H19.10.1	11,675,580	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
事務所改修工事	H19.10.3	2,730,000	随意	会計規程第17条第1号	静岡県下田市1-2-1 有限会社下田不動産取引	
奈良地方事務所南和地域事務所・事務所賃貸借契約	H19.10.11	1,792,500	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
高知地方事務所安芸地域事務所・事務所賃貸借契約	H19.10.5	4,360,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
岡山地方事務所借上宿舎	H19.10.31	1,414,100	随意	会計規程第17条第1号	岡山市南中央町9-5 有限会社 ユーエイシー	
長野地方事務所借上宿舎	H19.10.19	2,139,600	随意	会計規程第17条第1号	長野市平林2-9-28 有限会社玉木商事	
平成19年度情報提供等システム改修(人給システム対応)請負契約	H19.11.1	1,064,448	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
和歌山地方事務所借上宿舎	H19.11.8	3,282,900	随意	会計規程第17条第1号	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田287 8 株式会社紀南スポーツジャージ	
香川地方事務所借上宿舎	H19.11.27	3,762,360	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
佐賀地方事務所借上宿舎	H19.11.19	2,448,150	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
コールセンターシステムの全国導入及び運用業務委託契約	H19.12.1	42,224,700	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区赤坂1-11-44 アクセンチュア株式会社	
コールセンターシステムの全国導入に伴う法テラスネットワークの設定変更作業契約	H19.12.3	1,403,430	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
東京地方事務所借上宿舎	H19.12.13	1,750,800	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
埼玉地方事務所借上宿舎	H19.12.18	1,276,800	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
茨城地方事務所借上宿舎	H19.12.10	1,251,750	随意	会計規程第17条第1号	日立市幸町1-7-15 立花建設株式会社	
群馬地方事務所借上宿舎	H19.12.11	3,486,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
静岡地方事務所借上宿舎	H19.12.19	3,249,750	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
大阪地方事務所借上宿舎	H19.12.6	1,122,720	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
京都地方事務所借上宿舎	H19.12.18	2,597,250	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
愛媛地方事務所借上宿舎	H19.12.17	1,255,650	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
愛知地方事務所三河支部借上宿舎	H19.12.20	2,454,100	随意	会計規程第17条第1号	愛知県岡崎市明大寺町出口38 長坂管理有限会社	
三重地方事務所借上宿舎	H19.12.17	3,215,150	随意	会計規程第17条第1号	三重県津市丸之内養正町15-5 有限会社シャトーカワイ	
高知地方事務所借上宿舎	H19.12.5	2,175,800	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
業務用端末5式のリース契約	H20.1.15	1,623,480	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区浜松町2-4-1 センチュリー・リーシング・システム株式会社	
東京地方事務所借上宿舎	H20.1.28	1,783,200	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
東京地方事務所多摩支部借上宿舎	H20.1.23	1,478,760	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
静岡地方事務所浜松支部借上宿舎	H20.1.11	2,705,423	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山7-2-1 アーセナルアセット特定目的会社	
函館地方事務所借上宿舎	H20.1.25	1,837,035	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	

件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	随意契約理由	相手方住所氏名	備考
釧路地方事務所借上宿舎	H20.1.28	2,605,000	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
平成20年「法テラスの日」広報業務委託契約一式	H20.2.26	52,500,000	随意	会計規程第17条第1号(企画競争)	東京都港区東新橋1-8-1 株式会社電通	
東京地方事務所借上宿舎	H20.2.22	1,558,800	随意	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
福井地方事務所借上宿舎	H20.2.15	2,245,700	随意	会計規程第17条第1号	個人につき、非公表	
業務用端末8式のリース契約	H20.3.13	2,534,460	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区浜松町2-4-1 センチュリー・リーシング・システム株式会社	
判例検索ソフト年間賃貸借契約	H20.3.28	14,074,200	随意	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
民事法律扶助業務補助人材派遣契約	H20.3.28	4,217,062	随意	会計規程第17条第2号、第5号	東京都千代田区大手町1-9-5 株式会社日経スタッフ	

○会計規程

第17条 次の各号に掲げる契約を締結する場合には、随意契約によるものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争に適しないとき
- 二 緊急の必要により競争入札によることができないとき
- 三 競争入札によることが不利と認められるとき
- 四 契約の予定価格が少額であるとき
- 五 その他業務運営上特に必要があるとき

○契約事務取扱細則

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの